

度 会 町

次世代育成支援地域行動計画

平成 17 年 3 月

度 会 町

目 次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	3
2.	計画の位置づけと役割	3
3.	計画の期間	3
第2章	度会町の子どもを取りまく現状	5
1.	人口と出生の状況	7
(1)	人口推移の状況	7
(2)	出生の状況	9
2.	世帯の状況	10
(1)	世帯の構成	10
(2)	住宅の状況	11
3.	産業と就労状況	12
(1)	産業の状況	12
(2)	就労の状況	13
第3章	総 論	15
1.	基本理念	17
2.	基本目標	17
3.	施策の基本的方向	18
4.	施策体系	21
5.	基本指標の設定	24
第4章	各 論	25
	次世代育成支援を推進する地域づくり	27
1.	地域ぐるみで取り組む気運の醸成	27
2.	次世代育成支援を推進する体制づくり	29
(1)	人材の育成・支援の充実	29
(2)	子育て支援の拠点づくり	31
(3)	次世代育成支援を推進するネットワークの構築	33
3.	子育てしながら働きやすい就労環境づくり	35
	家庭での子育てに対する支援	38
1.	家庭の教育力の向上	38
2.	子育ての仲間づくりの推進	40
3.	子育て家庭の負担の軽減	41
(1)	一時的な預かりサービスの充実	41
(2)	経済的支援の充実	43
(3)	一人親家庭の自立支援	44

4 . 保育サービスの充実	45
(1) 保育所の充実	45
(2) 放課後児童対策の充実	46
5 . 児童虐待防止対策の推進	48
親子の健康の確保	49
1 . 保健対策と健康づくりの推進	49
(1) 母子保健サービスの充実	49
(2) 食育の推進	51
(3) 思春期保健の充実	52
2 . 小児医療の充実	53
3 . 障害児に対する支援の充実	54
学校教育の充実	55
1 . 生きる力を育む学校教育の推進	55
2 . 学校と地域との連携強化	58
3 . 子どもの心のケアの充実	60
4 . 学校の安全対策の充実	61
子どもが健全に育つ地域づくり	63
1 . 子どもの居場所づくり	63
2 . 子どもの活動・交流機会の充実	67
3 . 非行防止と健全育成の推進	70
親子が安心して生活できる環境整備	71
1 . 子どもの安全の確保	71
(1) 交通安全対策の充実	71
(2) 防犯対策の充実	72
2 . 外出環境の向上	73
(1) 子育て家庭に配慮した環境整備の推進	73
(2) 交通ネットワークの向上	74
参考資料	75
1 . 計画の策定経過	77
2 . 用語解説	82

第1章 はじめに

1 . 計画策定の趣旨

わが国は、世界で最も少子化の進んだ国の一つとなりました。合計特殊出生率は過去 30 年間、人口を維持するのに必要な水準を下回ったまま、ほぼ一貫して下がり続けています。日本が「子どもを生み、育てにくい社会」となっている現実を、我々は直視すべき時にきています。こうしたことの背景に、核家族化や都市化による家庭の養育力の低下、かつては親族や近隣から得られていた支援や知恵が得られにくいという育児の孤立、育児の負担感が大きいこと、家庭生活との両立が困難な職場のあり方、結婚や家庭に関する意識の変化、若年失業の増大など若者の社会的自立を難しくしている社会経済状況といった問題が指摘されています。

こうした状況のなか、国は、国・地方の行政レベルでの少子化対策から一步踏み込んで、事業主や国民の責務を明らかにし、社会全体で次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組めるよう、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

この法のもと、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の実現に向けた集中的・計画的な取り組みを進めるため、度会町における次世代育成支援対策について定めることを、この計画の策定趣旨とします。

2 . 計画の位置づけと役割

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」にもとづく度会町における地域行動計画であり、子育て支援・子どもの健全育成の目標と方向性を示し、その実現に向けたさまざまな施策・事業を体系立てるものです。

この計画を子育て家庭、地域住民、団体、企業、行政が認識を共有し、協働しながら「行動」することによって、次世代育成支援のための取り組みを進めることを計画の役割とします。

3 . 計画の期間

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」のもとで重点的に取り組むべき 10 年間のうち、前半に当たる平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間に推進すべき取り組みを示すものです。

第2章 度会町の子どもを取りまく状況

1. 人口と出生の状況

(1) 人口推移の状況

本町の人口は、年々増加する傾向にあり、昭和 55 年から平成 12 年までに 5.6% 増となっています。少子高齢化の傾向は顕著であり、昭和 55 年から平成 12 年にかけて年少人口は 20.3% 減少しているのに対して、高齢者人口は 73.7% 増となっています。平成 12 年で年少人口の総人口に占める割合は昭和 55 年には 21.0% であったものが、平成 12 年には 15.8% と、20 年間で 5.2 ポイント減少しています。

表 年齢 3 区分別の人口推移

区 分		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
年 少 人 口 (0 ~ 14 歳)	実 数(人)	1,829	1,897	1,759	1,569	1,457
	構成比(%)	21.0	21.1	19.4	17.3	15.8
生 産 年 齢 人 口 (15 ~ 64 歳)	実 数(人)	5,721	5,827	5,873	5,793	5,711
	構成比(%)	65.5	64.8	64.7	63.8	62.0
高 齢 者 人 口 (65 歳 以 上)	実 数(人)	1,180	1,272	1,443	1,715	2,050
	構成比(%)	13.5	14.1	15.9	18.9	22.2
総 数	実 数(人)	8,730	8,996	9,075	9,077	9,218
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

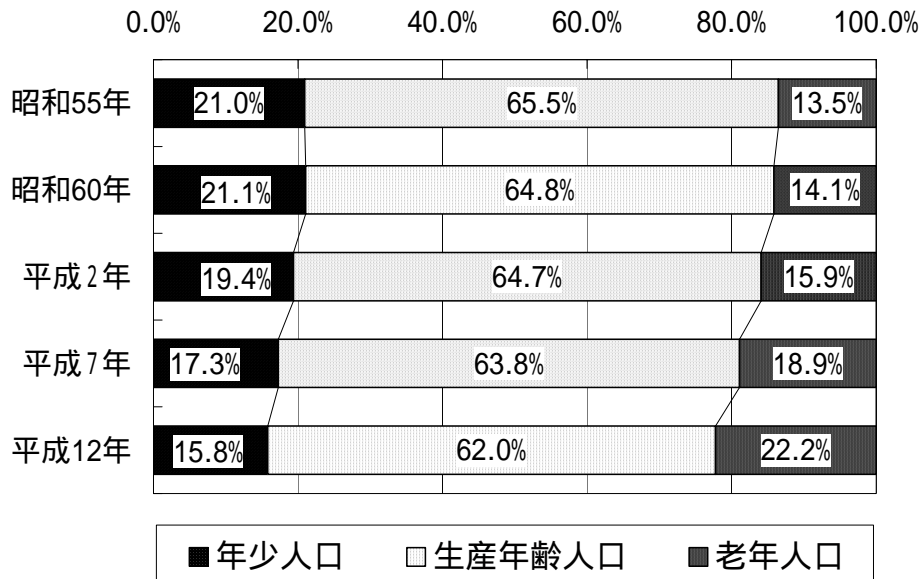


表 児童人口の推移

各年 10月1日現在、単位：人

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
0～5 歳合計	515	512	521	507	500
0 歳	92	71	67	73	79
1 歳	79	94	79	71	77
2 歳	83	77	100	82	75
3 歳	95	89	84	103	83
4 歳	80	100	92	85	103
5 歳	86	81	99	93	83
6～11 歳合計	578	575	568	567	572
6 歳	90	86	84	103	93
7 歳	98	92	88	84	103
8 歳	92	102	91	87	86
9 歳	106	95	105	93	90
10 歳	92	108	94	104	97
11 歳	100	92	106	96	103
12～17 歳合計	739	712	673	656	624
12 歳	118	102	92	107	98
13 歳	114	117	102	93	107
14 歳	129	114	118	102	92
15 歳	118	127	115	115	100
16 歳	131	120	126	116	113
17 歳	129	132	120	123	114

資料：住民基本台帳

表 人口動態の推移

区 分		平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
自然 動態	出生	66	82	87	75	91	72	91	67	72	71
	死亡	80	89	73	78	84	84	95	85	105	90
	増減	-14	-7	14	-3	7	-12	-4	-18	-33	-19
社会 動態	転入	252	307	241	267	261	230	304	246	276	225
	転出	212	230	233	257	229	213	219	244	233	229
	増減	40	77	8	10	32	17	85	2	43	-4
人口	増減	26	70	22	7	39	5	81	-16	10	-23

資料：三重県統計調査室「月別人口調査」

(2) 出生の状況

出生数は増減を繰り返す傾向にあります。出生率は平成14年で8.0%と県の9.4%、国の9.2%を下回っています。合計特殊出生率についても増減を繰り返す傾向にありますが、県と国を何れもほぼ上回っています。

アンケート調査による就学前児童、小学生の兄弟の人数をみると、「2人」が就学前児童で48.8%、小学生で57.4%とほぼ過半数を占めており、次いで就学前児童では「1人」が29.0%、小学生では「3人」が28.0%となっています。

表 出生状況の推移

区 分		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
出 生 数		75	91	72	91	67	72
出 生 率 (人口対 千人比)	度会町	8.0	8.8	9.1	9.4	6.8	8.0
	県	9.5	9.6	9.4	9.3	9.3	9.4
	国	9.5	9.6	9.4	9.5	9.3	9.2
合計特殊出生率	度会町	1.42	1.55	1.59	1.67	1.25	1.45
	県	1.45	1.45	1.38	1.38	1.38	1.40
	国	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32

資料：三重県健康福祉部

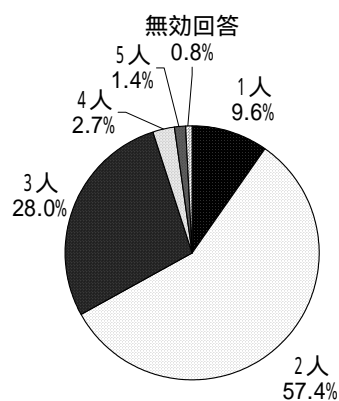
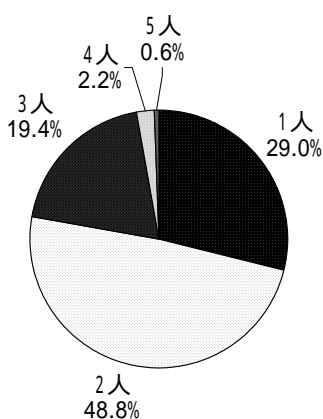
図 就学前児童、小学生の兄弟の人数（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

就学前児童

回答者数 = 324

小学生

回答者数 = 364



2. 世帯の状況

(1) 世帯の構成

世帯の構成比をみると、核家族世帯が年々増加傾向にあり、三世帯世帯は昭和55年から平成12年にかけて14.0ポイント減、単独世帯は昭和55年から平成12年にかけて5.1ポイント増となっており、核家族化、晩婚化といった家族形態の変化が急速に進んでいると言えます。

アンケート調査でみると、就学前児童を持つ世帯の49.4%、小学生を持つ世帯の38.5%が核家族となっています。

年代別配偶者の推移をみると、20歳代、30歳代はほぼ横ばいですが40歳代以上で結婚していない人が若干増加しています。

表 世帯構成の推移（一般世帯）

区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総 数	実 数(人)	1,960	2,039	2,102	2,247	2,408
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単独世帯	実 数(人)	84	98	110	161	226
	構成比(%)	4.3	4.8	5.2	7.2	9.4
核家族世帯	実 数(人)	803	830	894	1015	1162
	構成比(%)	41.0	40.7	42.5	45.2	48.3
夫婦のみの世帯	実 数(人)	150	173	205	290	356
	構成比(%)	7.7	8.5	9.8	12.9	14.8
夫婦と未婚の子のみの世帯	実 数(人)	572	578	574	581	643
	構成比(%)	29.2	28.3	27.3	25.9	26.7
片親と未婚の子のみの世帯	実 数(人)	81	79	115	144	163
	構成比(%)	4.1	3.9	5.5	6.4	6.8
三世帯世帯	実 数(人)	925	934	906	869	800
	構成比(%)	47.2	45.8	43.1	38.7	33.2
その他の世帯	実 数(人)	148	177	192	202	220
	構成比(%)	7.6	8.7	9.1	9.0	9.1

資料：国勢調査

図 就学前児童、小学生の世帯構成（アンケート調査結果）

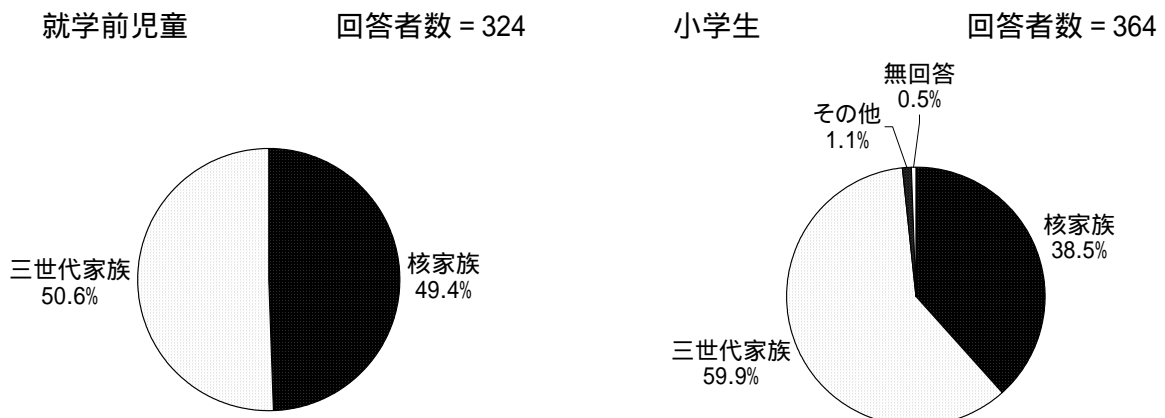
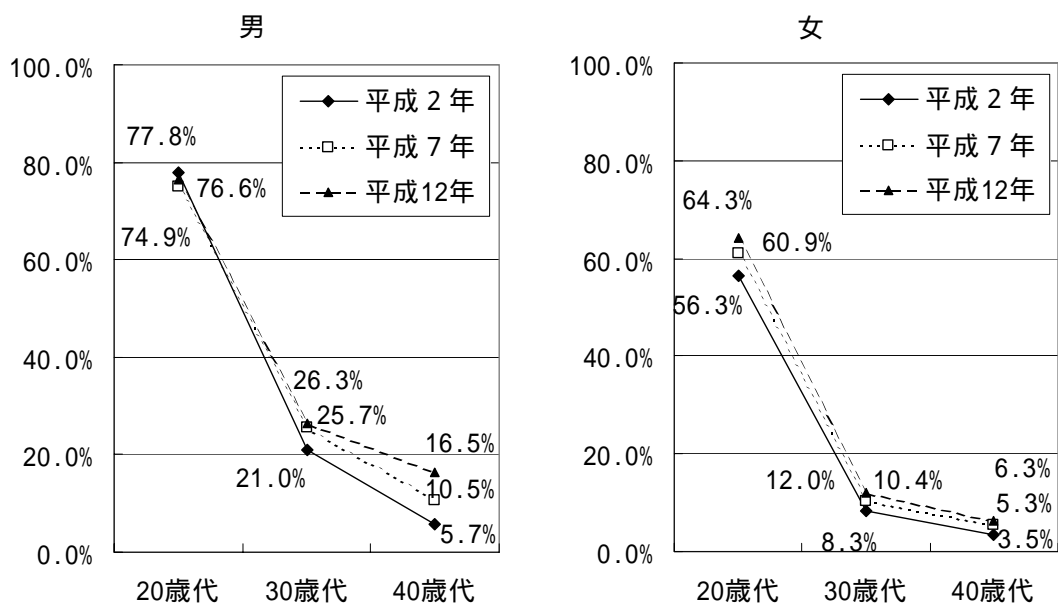


図 年代別未婚率の推移



資料：国勢調査

(2) 住宅の状況

住宅の状況は、県全体と比較して持ち家率は高く 96.2%です。また、住居の所有別世帯数では、1世帯当たり人員、1世帯当たり延べ面積は県平均を上回っていますが、1人当たり延べ面積は県平均を下回っています。

表 住居の所有別世帯数

区分	主世帯	持ち家	借家				間借り	
			公的借家	民営借家	給与住宅			
度会町	実数(世帯)	2,378	2,288	90	34	51	5	14
	構成比(%)	100.0	96.2	3.8	1.4	2.1	0.2	
三重県	実数(世帯)	613,239	466,668	146,571	22,195	103,348	21,028	5,817
	構成比(%)	100.0	76.1	23.9	3.6	16.9	3.4	

資料：平成12年国勢調査

表 住居の所有別世帯数

区分	住宅に住む主世帯数(世帯)	1世帯当たり人員(人)	1世帯当たり延べ面積(m ²)	1人当たり延べ面積(m ²)
度会町	2,378	3.78	133.1	35.2
三重県	613,239	2.93	110.0	37.6

資料：平成12年国勢調査

3. 産業と就労状況

(1) 産業の状況

度会町の産業別就業者数をみると、平成12年で第1次産業が8.6%、第2次産業が43.0%、第3次産業が48.2%となっています。平成7年と比較すると、第1次産業、第2次産業が若干減少し、第3次産業が若干増加しています。

表 産業別就業者数の推移

区 分		平成7年			平成12年			
		男	女	計	男	女	計	
第1次産業	実数(人)	330	189	519	229	161	390	
	構成比(%)	12.2	9.3	10.9	8.8	8.3	8.6	
	農 業	実数(人)	248	164	412	193	154	347
		構成比(%)	9.2	8.0	8.7	7.4	8.0	7.7
	林 業	実数(人)	82	25	107	35	7	42
		構成比(%)	3.0	1.2	2.3	1.3	0.4	0.9
	漁 業	実数(人)	-	-	-	1	-	1
構成比(%)		-	-	-	0.0	-	0.0	
第2次産業	実数(人)	1,228	898	2,126	1,215	732	1,947	
	構成比(%)	45.3	44.0	44.7	46.8	37.9	43.0	
	鉱 業	実数(人)	16	2	18	8	-	8
		構成比(%)	0.6	0.1	0.4	0.3	-	0.2
	建設業	実数(人)	600	112	712	593	86	679
		構成比(%)	22.1	5.5	15.0	22.9	4.4	15.0
	製造業	実数(人)	612	784	1396	614	646	1260
構成比(%)		22.6	38.4	29.4	23.7	33.4	27.8	
第3次産業	実数(人)	1,150	955	2,105	1,146	1,038	2,184	
	構成比(%)	42.4	46.7	44.3	44.2	53.7	48.2	
	電気・ガス等	実数(人)	7	1	8	15	3	18
		構成比(%)	0.3	0.0	0.2	0.6	0.2	0.4
	運輸・通信業	実数(人)	239	21	260	217	28	245
		構成比(%)	8.8	1.0	5.5	8.4	1.4	5.4
	卸売・小売業	実数(人)	365	336	701	351	355	706
		構成比(%)	13.5	16.4	14.7	13.5	18.4	15.6
	金融・保険業	実数(人)	18	36	54	16	28	44
		構成比(%)	0.7	1.8	1.1	0.6	1.4	1.0
	不動産業	実数(人)	7	-	7	5	4	9
		構成比(%)	0.3	-	0.1	0.2	0.2	0.2
	サービス業	実数(人)	399	528	927	422	587	1009
		構成比(%)	14.7	25.8	19.5	16.3	30.4	22.3
公 務	実数(人)	115	33	148	120	33	153	
	構成比(%)	4.2	1.6	3.1	4.6	1.7	3.4	
分類不能の産業	実数(人)	2	1	3	4	2	6	
	構成比(%)	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	
総 数	実数(人)	2710	2043	4753	2594	1933	4527	
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料：国勢調査

(2) 就労の状況

15歳以上の就業率は、昭和55年から平成7年にかけて、多少増減はあるもののほぼ横ばいとなっていますが、平成12年になると若干の落ち込みがみられます。

女性の就業率は、平成7年から平成12年にかけて、40～44歳を除く総ての世代で下がっています。特に35～39歳が著しく、11.1ポイント下がっています。

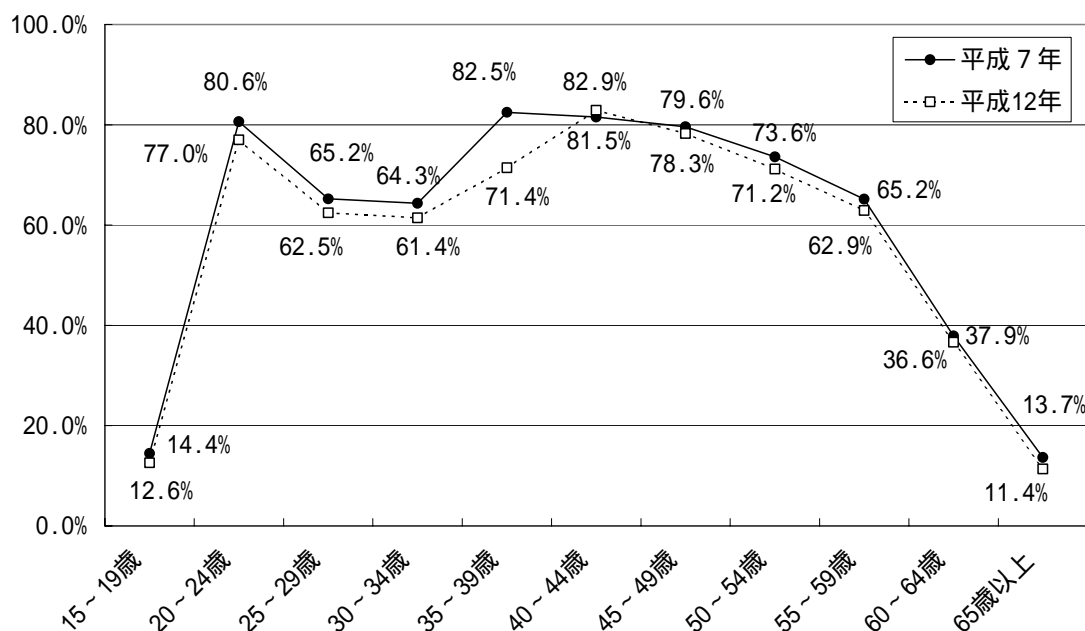
アンケート調査では、父親についてはほとんどが就労しており、就学前から小学生にかけて「正社員・正職員」の占める割合が多くなっています。母親については、子どもが小学校に上がると再び就労する母親が多くなっていますが、「パート・アルバイト」の増加が多くなっており、子どもの面倒をみながら状況に応じて時間等を制限して働く方が多いと言えます。また、就学前児童を持つ世帯の67.9%、小学生を持つ世帯の83.0%が共働き家庭となっています。

表 15歳以上就業者数の推移

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
15歳以上人口(人)	6,901	7,099	7,316	7,508	7,761
就業者数(人)	4,446	4,491	4,660	4,753	4,527
就業率(%)	64.4	63.3	63.7	63.3	58.3

資料：国勢調査

図 年代別女性の就業率の推移



資料：国勢調査

図 父親、母親の就労状況（アンケート調査結果）

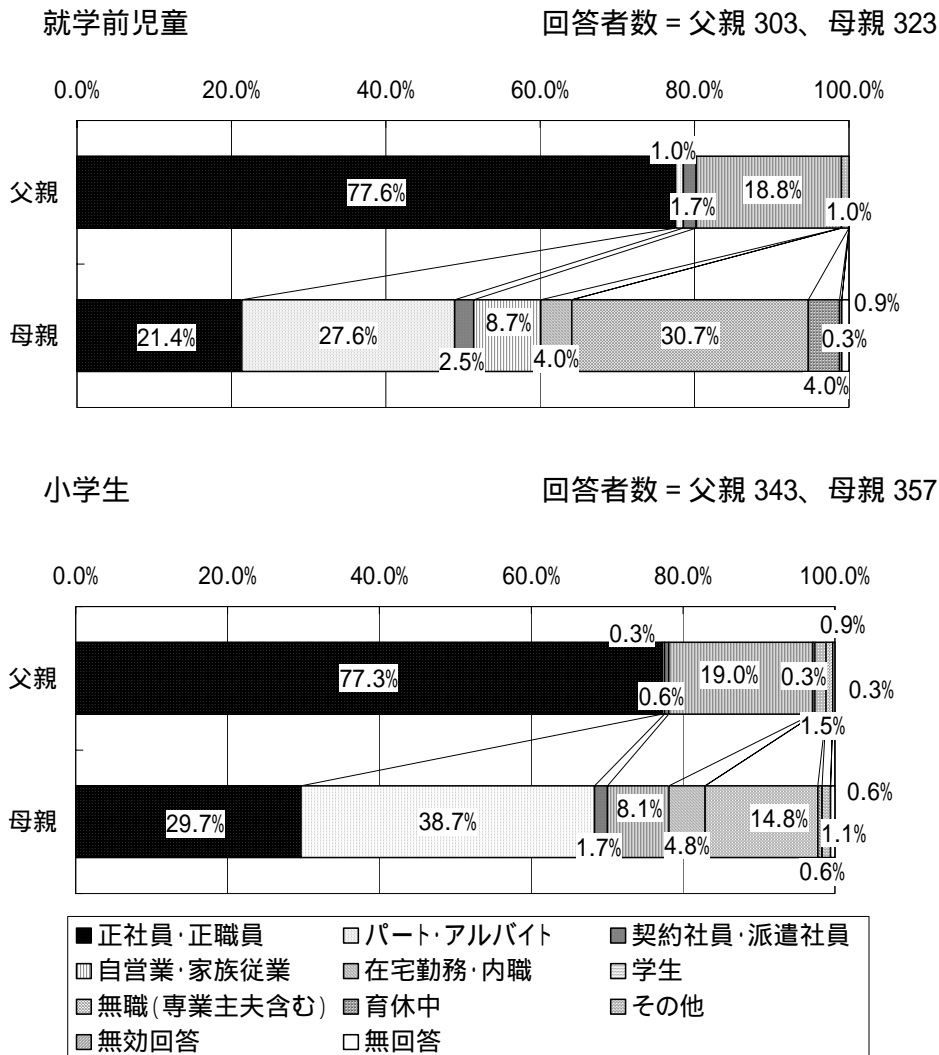
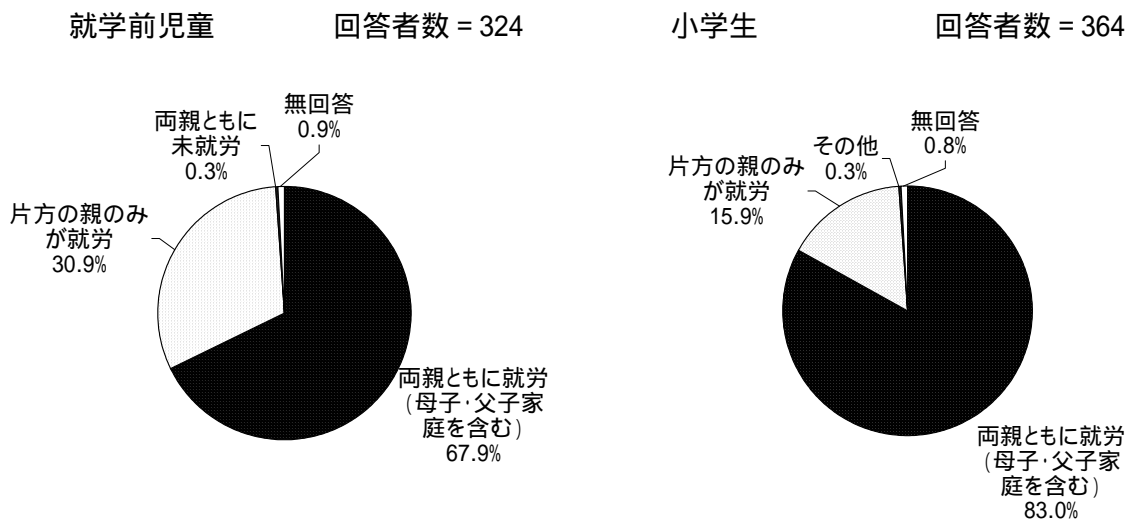


図 共働き家庭の就労状況（アンケート調査結果）



第3章 総論

1 . 基本理念

次世代育成支援対策の推進にあたって、根本的に共有すべき理念を次のように定めます。

(1) 子どもが次代の親として健全に育つ環境を整える

子どもが充実した子育てや教育を通じて豊かな心と生きる力を育む環境を整えることは、全ての子どもが持つ幸せな環境で育まれる権利を守るだけでなく、次世代の親づくりという面からも重要です。

そのため、子どもを育む家庭と学校、地域の教育力、育成力の向上に努め、子どもが健全に育まれる環境づくりを推進します。

(2) 親が子育てを通じて喜びを感じられる環境を整える

親は子育てについて第一義的責任を持ちますが、子育てを通じて喜びを感じられるのも親の権利といえます。また、親が喜びと充実感を感じながら子育てに取り組めることは、子どもの幸せやより良い成長にもつながります。

そのため、全ての親が安心して充実した子育てができるよう、様々な状況下にある子育て家庭に配慮しつつ、多様な子育て支援の提供を推進します。

(3) 地域資源を活かした地域ぐるみの子育て支援を進める

本町は豊かな自然環境に恵まれており、また、古くからの地域のつながりもまだまだ残されているといえます。

そのため、地域の環境資源や人的資源を十分に活かすことで、地域ぐるみで子育て支援を推進する体制を整えるとともに、それらの取り組みがさらには地域の活力や地域のつながりの強化へとつながり相乗効果を生み出していくことをめざします。

2 . 基本目標

この計画によってめざすまち（地域社会）のすがたを次のように定めます。

『地域の温もりのなかで子育て家庭が幸せに暮らせるまち』

3 . 施策の基本的方向

基本理念のもと、基本目標『地域の温もりのなかで子育て家庭が幸せに暮らせるまち』に向けて、度会町で次世代育成支援として取り組むべき施策を次のように6つの基本的方向のもと定めます。

次世代育成支援を推進する地域づくり

地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援できるよう、地域の次世代育成支援を推進する気運を醸成するとともに、子育て支援や子どもの健全育成を推進する地域の人材を育成し、その活動を活発化するためのしくみづくりと拠点整備を推進します。また、子育てと仕事が両立しやすい就労環境の実現をめざして、企業に対する意識啓発を推進します。

《基本課題》

- 1 . 地域ぐるみで取り組む気運の醸成
- 2 . 次世代育成支援を推進する体制づくり
- 3 . 子育てしながら働きやすい就労環境づくり

家庭での子育てに対する支援の充実

子育て家庭が家庭教育の重要性を理解できるよう、家庭教育に関する知識の普及や相談体制を整備するなかで、家庭の教育力を向上するとともに、子育て家庭の不安や負担を軽減できるよう、仲間づくりや多様な子育て支援サービスの提供、経済的支援の充実、及び仕事と子育ての両立を支える保育サービスの強化を図ります。また、全国的な児童虐待の増加や深刻化に対応して、児童虐待の発生を未然に防ぎ、虐待が発生した場合には早急に各機関が連携して対応できるよう、各関係機関や地域住民のネットワークを構築します。

《基本課題》

- 1 . 家庭の教育力の向上
- 2 . 子育ての仲間づくりの推進
- 3 . 子育て家庭の負担の軽減
- 4 . 保育サービスの充実
- 5 . 児童虐待防止対策の推進

親子の健康確保

安心・安全に妊娠・出産でき、子どもが健やかに育つよう、妊娠から出産、育児にかかる一貫した母子保健サービスと小児医療体制の充実・確保と、食育や思春期保健等、地域と連携し地域共通の理念を持った健康教育を推進します。また、障害児に対して、障害の早期発見から就学・就業支援まで、きめ細かい支援を推進します。

《基本課題》

- 1．保健対策と健康づくりの推進
- 2．小児医療の充実
- 3．障害児に対する支援の充実

学校教育の充実

子どもの豊かな心と生きる力を育めるよう、各学校の創意工夫のもと学校教育の充実を図るとともに、学校と地域との連携を強化し、地域教育や世代間交流等を推進します。子どもたちの心の問題に対しては、カウンセラーの配置等、専門的な相談体制を充実するとともに、家庭との連携を強化しフォロー体制の強化に努めます。また、安心できる教育環境づくりを進めるため、学校や通学路の防犯・防災対策を強化します。

《基本課題》

- 1．生きる力を育む学校教育の推進
- 2．学校と地域との連携強化
- 3．子どもの心のケアの充実
- 4．学校の安全対策の充実

子どもが健全に育つ地域づくり

子どもが地域でいきいきと活動し、また、子ども同士や世代間で交流するなかで人と人とのふれあいの大切さや人間関係の築き方を学べるよう、屋内外の子どもの居場所づくりと、地域の各種団体活動やイベントの開催、伝統文化活動等を通じた子どもの活動・交流の機会づくりを推進します。また、子どもの非行防止と健全育成を推進するための地域の見守りと支援体制を強化します。

《基本課題》

- 1．子どもの居場所づくり
- 2．子どもの活動・交流機会の充実
- 3．非行防止と健全育成の推進

親子が安心して生活できる環境整備

子どもを事故や犯罪等の危険から守るため、地域と学校、警察、消防署等が連携した交通安全対策及び防犯対策を進めつつ、地域住民の理解と協力のもと、地域の見守りや指導の強化に努めます。また、子どもや子育て家庭が外出したり地域内を活動や遊びのために移動しやすいよう、ユニバーサルデザインの推進や歩道の整備、交通ネットワークの構築を進めるなど、外出環境の整備を推進します。

《基本課題》

- 1．子どもの安全の確保
- 2．外出環境の向上

4. 施策体系

施策の基本的方向 (基本課題)		基本施策	ページ 番号	
次世代育成支援を推進する地域へ	1. 地域ぐるみで取り組む気運の醸成	次世代育成支援に関する情報提供の推進	28	
		次世代育成支援に関するシンポジウム等の開催	28	
	2. 次世代育成支援を推進する体制づくり	(1)人材の育成・支援の充実	子育てサポーター養成講座の推進	29
			高齢者による子育て支援の組織づくり	29
			わたらい子育てボランティアの会の充実	30
			各種団体の活動支援	30
			子どもの健全育成に関わる指導者の育成	30
		(2)子育て支援の拠点づくり	地域子育て支援センターの充実	32
			ミニファミリーサポートセンター事業の実施検討	32
			子育て家庭が身近に集う場の整備検討	32
		(3)次世代育成支援を推進するネットワークの構築	計画を推進する地域協議会の設置	33
			協働を進めるネットワークの構築	33
	3. 子育てしながら働きやすい就労環境づくり	子育てを支援する職場環境づくり	37	
多様な働き方の実現		37		
家庭での子育てに対する支援	1. 家庭の教育力の向上	家庭教育の重要性に関する意識啓発	39	
		家庭教育に関する講座や講演会の実施の検討	39	
		親子で参加できるイベント等の充実	39	
		父親の育児参加の促進	39	
		子育て家庭に対する情報提供の充実	39	
	2. 子育ての仲間づくりの推進	子育てサークルへの支援	40	
		子育ての仲間づくりの場の充実	40	
		保育所の園庭開放の実施	40	
	3. 子育て家庭の負担の軽減	(1)一時的な預かりサービスの充実	子育て短期入所生活援助(ショートステイ)事業の充実	42
			一時保育・リフレッシュ保育の実施検討	42
		(2)経済的支援の充実	地域のボランティアによる一時的な預かりの実施の検討	42
			児童手当制度の周知徹底	43
			乳幼児医療費助成の充実	43
			保育料の一部減免の充実	43
	(3)一人親家庭の自立支援	児童扶養手当の充実	44	
		一人親家庭等医療費助成の充実	44	
	4. 保育サービスの充実	(1)保育所の充実	保育環境の充実	45
			保育サービスの充実	45
		(2)放課後児童対策の充実	放課後児童クラブの設置	47
	5. 児童虐待防止対策の推進	児童虐待防止ネットワークの構築	48	
児童虐待予防対策の推進		48		
子どもの権利の尊重		48		

施策の基本的方向 (基本課題)		基本施策	ページ 番号	
親子の健康の確保	1. 保健対策と健康づくりの推進	(1)母子保健サービスの充実	安心できる妊娠と出産	49
			健康な子育ての支援	50
			母子歯科保健対策の充実	50
			母子保健ネットワークの構築	50
		(2)食育の推進	乳幼児期からの食育の推進	51
			給食の充実	51
			食育活動の強化	51
		(3)思春期保健の充実	思春期の保健対策の強化	52
		2. 小児医療の充実	小児医療体制の充実	53
	3. 障害児に対する支援の充実	早期発見・早期療育の充実	54	
		相談支援の充実	54	
		障害児の保育の充実	54	
		特別児童扶養手当	54	
	学校教育の充実	1. 生きる力を育む学校教育の推進	学力の向上	56
読書活動の推進			56	
人権教育・道徳教育の推進			56	
総合的な学習の時間の充実			56	
体力の向上と健康づくりの推進			57	
職場体験学習の充実			57	
中学生と保育園児との交流の充実			57	
2. 学校と地域との連携強化		地域教育の推進	59	
		世代間交流の推進	59	
		学校評議員会の充実	59	
3. 子どもの心のケアの充実		相談体制の充実	60	
		継続的なフォローの充実	60	
4. 学校の安全対策の充実		学校の防犯対策の充実	62	
		災害時対策の充実	62	
子どもが健全に育つ地域づくり		1. 子どもの居場所づくり	屋内の遊び場の整備検討	66
			学校施設の開放の推進	66
			安心して遊べる公園づくり	66
	大規模公園の充実		66	
	自然環境の整備		66	
	2. 子どもの活動・交流機会の充実	スポーツ少年団活動の充実	68	
		地域に根ざした子ども会活動の推進	68	
		青少年育成町民会議による参加型イベントの提供	69	
		伝統文化を通じた交流の推進	69	
		地域間交流の推進	69	
	3. 非行防止と健全育成の推進	地域住民と子どもの関係づくりの推進	70	
		青少年健全育成の意識啓発	70	
		有害環境対策の充実	70	

施策の基本的方向 (基本課題)		基本施策	ページ 番号	
親子が安心して生活 できる環境整備	1. 子どもの安全の 確保	(1)交通安全対策の充 実	道路環境の整備	71
			交通安全対策の推進	71
		(2)防犯対策の充実	防犯施設等の整備	72
			地域ぐるみの防犯活動	72
	2. 外出環境の向上	(1)子育て家庭に配慮 した環境整備の推 進	子どもを見守り安全を確保する意識づくり	72
			多目的トイレと授乳施設の設置促進	73
			ユニバーサルデザインの推進	73
		(2)交通ネットワークの 向上	歩道の整備と段差の解消	73
		子どもや親子の町内移動手段の確保	74	

5 . 基本指標の設定

目標年度である平成 21 年までの総人口及び児童人口を以下のように推計し基本指標とします。

表 総人口及び年齢 3 区分別人口の実績と推計

各年 4 月 1 日現在

		実績人口		推計人口			
		平成16年4月	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
年少人口 (0～14歳)	人	1,369	1,366	1,349	1,339	1,320	1,310
	比率	14.5%	14.4%	14.3%	14.1%	14.0%	13.9%
生産年齢人口 (15～64歳)	人	5,879	5,860	5,839	5,821	5,811	5,789
	比率	62.1%	61.9%	61.7%	61.5%	61.4%	61.5%
老年人口 (65歳以上)	人	2,213	2,248	2,271	2,305	2,326	2,314
	比率	23.4%	23.7%	24.0%	24.4%	24.6%	24.6%
総計	人	9,461	9,474	9,459	9,465	9,457	9,413
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

実績人口は、住民基本台帳人口。推計人口は、実績人口をもとにコーホート要因法を用いて算出。

表 児童人口の実績と推計

各年 4 月 1 日現在、単位：人

		実績人口		推計人口			
		平成16年4月	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0～5歳合計		500	496	474	470	472	468
	0歳	79	73	73	71	69	69
	1歳	77	83	77	77	75	73
	2歳	75	81	87	81	81	79
	3歳	83	75	81	87	81	81
	4歳	103	83	75	81	87	81
	5歳	83	101	81	73	79	85
6～11歳合計		572	561	575	572	562	535
	6歳	93	83	101	81	73	79
	7歳	103	93	83	100	80	72
	8歳	86	106	95	85	102	82
	9歳	90	89	110	98	88	106
	10歳	97	94	93	116	103	93
	11歳	103	96	93	92	116	103
12～17歳合計		624	607	588	580	580	591
	12歳	98	105	98	95	94	119
	13歳	107	98	105	98	95	94
	14歳	92	106	97	104	97	94
	15歳	100	90	104	95	101	94
	16歳	113	98	88	102	93	99
	17歳	114	110	96	86	100	91

実績人口は、住民基本台帳人口。推計人口は、実績人口をもとにコーホート要因法を用いて算出。

第4章 各論

次世代育成支援を推進する地域づくり

1. 地域ぐるみで取り組む気運の醸成

【現状と課題】

本町では、子育てサポーター等による子育て支援のボランティア活動、子ども会活動やスポーツ少年団活動の指導、学校教育でのゲストティーチャー等、地域住民が、様々な形で子育て支援や子どもの健全育成に主体的に関わっています。

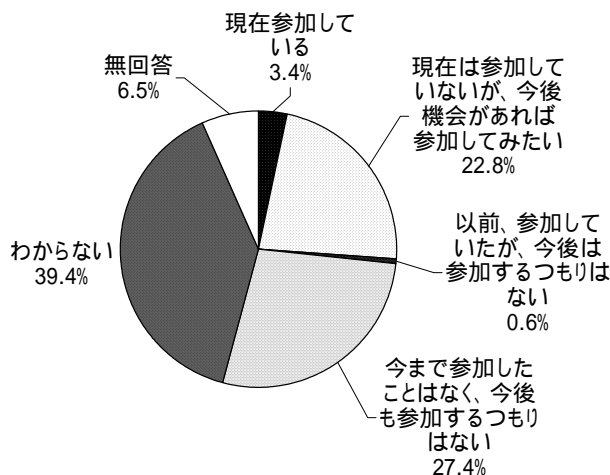
一方、アンケート調査において、子どもを持つ親に子育てに関する住民主体の活動への参加状況を聞いたところ、「現在参加している」方は3.4%と少なく、地域ぐるみで子育て支援に取り組む体制は十分とはいえません。

少子化の流れを変え、子どもが健全に育成される社会を実現していくためには、地域、行政、企業を含めた地域全体が、次世代育成支援の重要性の認識を深め、地域ぐるみで取り組んでいく気運を高めることが重要です。

図 子育てに関する住民主体の活動への参加状況（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

問 あなたは子育てに関する住民主体の活動に参加していますか。（1つ選択）

〔回答者数：536〕



【施策の方向】

地域全体の次世代育成支援に対する気運を醸成できるよう、次世代育成支援に関する情報提供を進めるとともに、次世代育成支援について地域全体で考える機会を充実していきます。

【基本施策】

次世代育成支援に関する情報提供の推進

地域全体が次世代育成支援の重要性について共通認識を持てるよう、地域の子どもや子育て家庭に関する情報、次世代育支援の重要性や取り組みの現状等について、広報やインターネット、ケーブルテレビ等の情報媒体を通じた情報提供を進めます。

次世代育成支援に関するシンポジウム等の開催

地域全体で次世代育成支援について考える機会を設けることにより、地域の次世代育成支援意識を醸成できるよう、次世代育成支援に関する専門家等を招いたシンポジウムや勉強会を、地域の誰もが参加できるよう配慮のもと開催します。

2 . 次世代育成支援を推進する体制づくり

(1) 人材の育成・支援の充実

【現状と課題】

本町では、子育て経験者や子育て支援に意欲のある方を子育て支援の人材として育成できるよう、子育てサポーター養成講座を実施しています。また、講座の修了者により編成される子育てボランティアの会に対して、託児サービスや企画イベントの提供等の活動が充実できるよう、支援を行っています。

その他に自発的な子育て支援サークルはありませんが、アンケート調査(99 ページ参照) において、子どもを持つ親に対して、子育てに関する住民主体の活動への参加状況及び参加意向を聞いたところ、「現在参加している」方は 3.4% と少ないものの、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加してみたい」方、「わからない」方がそれぞれ 22.8%、39.4% と多く、それらの方を子育て支援の人材として育成し、活用していくしくみを整えていく必要があります。

【施策の方向】

地域の子育て支援の人材の発掘と育成に努めるとともに、様々な人材や団体等の人的資源が有効に活動できるよう、活動場所の提供や情報提供等、活動支援に努めます。

【基本施策】

子育てサポーター養成講座の推進

子育て経験者や子育て支援に意欲のある方を対象に、託児等に必要な知識を普及する子育てサポーター養成講座を開催し、子育てサポーターを育成します。

高齢者による子育て支援の組織づくり

子育て支援や子どもの健全育成支援に関する地域の新たな人材として、子育てや人生の経験が豊富な高齢者が活躍できるよう、高齢者を中心とした活動組織の形成を推進するとともに、高齢者が活躍する場の提供を推進します。

わたらい子育てボランティアの会の充実

子育てサポーター養成講座の受講者により構成されるわたらい子育てボランティアについて、託児サービスを継続して実施できるよう支援するとともに、情報誌の作成や企画イベントの実施等、独自の活動を促進します。

また、託児サービスが充足できるよう、会員数の増大を図るとともに、子育てサポーターステップアップ講座の開催により、会員の能力向上を図ります。

各種団体の活動支援

地域の子育て支援や子どもの健全育成に関わる各種団体に対して、活動場所の提供や、相談・情報提供等、活動支援を行います。

子どもの健全育成に関わる指導者の育成

子どもの地域活動の指導者やリーダーを発掘・支援できるよう、指導者養成セミナーの開催や、各種研修への参加に対する支援に努めます。

(2) 子育て支援の拠点づくり

【現状と課題】

本町では、子育て支援の拠点としては、母子等の保健に関する事業を提供する保健センター、及び保健センターに併設し、主に未就園児を持つ親を対象に子育て支援事業を提供する地域子育て支援センターがあります。

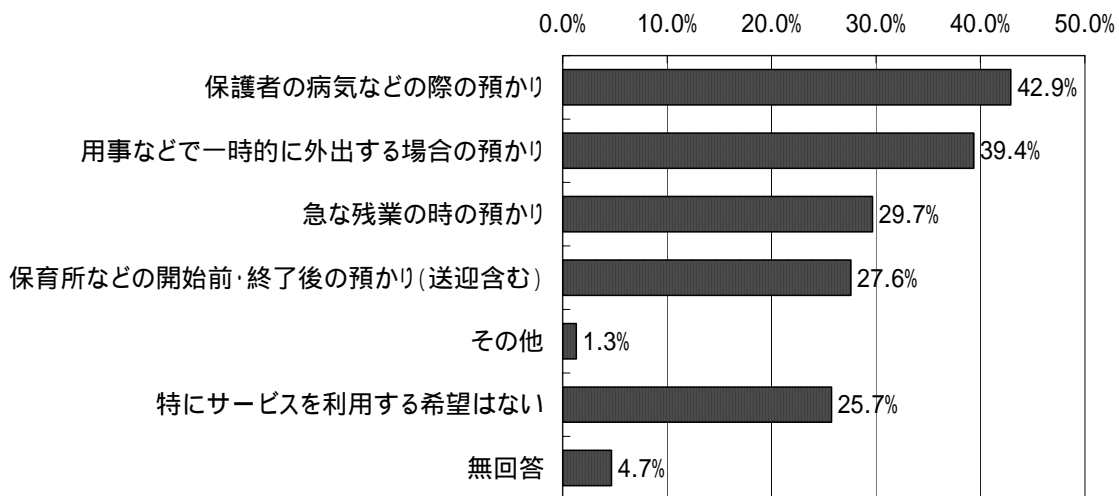
しかし、利用者の固定化や、施設が他の事業と共用であり利用日や利用時間が限られること、マンパワーの不足等による事業の偏重が課題となっています。今後は、地域の子育て支援の拠点としてより充実した事業展開が行えるよう、施設のあり方の再検討するとともに、ボランティア等を含めたマンパワーの充実を図る必要があります。

また、各地域の保育所についても、地域の子育て支援の拠点としての役割が求められており、子育て支援家庭に対する相談事業や家庭教育に対する支援を充実していくことが重要です。また、地域の身近な範囲で、子育て家庭が気軽に集い、仲間づくりや相談等を行うことができるよう、集いの場の整備を進めていくことも重要です。

ファミリーサポートセンター事業については未実施ですが、地域住民の互助組織として、子育て支援に関する柔軟な支援を行っていくことができるよう、実施に向けた検討を進めていく必要があります。

図 ファミリーサポートセンターに対して望むこと（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

問 「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として、互いに子育てをささえ合うサービス（ファミリーサポートセンター事業）がもしあれば、どのようなことを望みますか。（3つまで選択）〔回答者数：536〕



【施策の方向】

町の子育て支援の拠点として、保健センター及び地域子育て支援センターの充実を図るとともに、いつでも気軽に立ち寄ることができる地域の身近な子育て拠点やミニファミリーサポートセンターについて、地域住民やボランティアが運営に積極的に関わるかたちで設置の検討を進めます。

【基本施策】

地域子育て支援センターの充実

地域子育て支援センターについて、毎日型の事業展開に向けて、既存施設の空きスペースを活用するなど施設の充実と、担当者の増員の検討やボランティアの活用によるマンパワーの強化を推進します。

ミニファミリーサポートセンター事業の実施検討

住民同士の互助のしくみを構築できるよう、ミニファミリーサポートセンター事業について、協力者の確保や運営組織のあり方等、実施に向けた検討を推進します。

子育て家庭が身近に集う場の整備検討

地域で子育て家庭が気軽に集い、仲間づくりを行ったり、子育て支援ボランティアが、地域の子育て家庭に対して相談や託児等の支援を行ったりできるよう、地域の公共施設の空きスペース等や空き家を利用した子育て家庭が身近に集える場の整備について、ボランティアによる運営を基本に、設置の検討を進めます。

(3) 次世代育成支援を推進するネットワークの構築

【現状と課題】

本計画における次世代育成支援のための施策・事業は多岐に渡りますが、本計画を計画的に進めるとともに、状況を的確にとらえ効果的に進めていくためには、常に各施策の進行状況を確認・評価していくしくみを整えておく必要があります。

また、現在本町では、各分野で個別に子育て支援を進めていますが、地域住民や行政、企業等、多くの分野が協働してとりくむべき課題も多く、施策を進めていくためには各分野のネットワークを構築する必要があります。

【施策の方向】

地域ぐるみで次世代育成支援対策を推進するための推進組織の立ち上げや、住民・企業・行政の協働や、保育・教育・保健・医療等の各分野が連携を進めるネットワークづくり等、次世代育成支援の推進体制を構築します。

【基本施策】

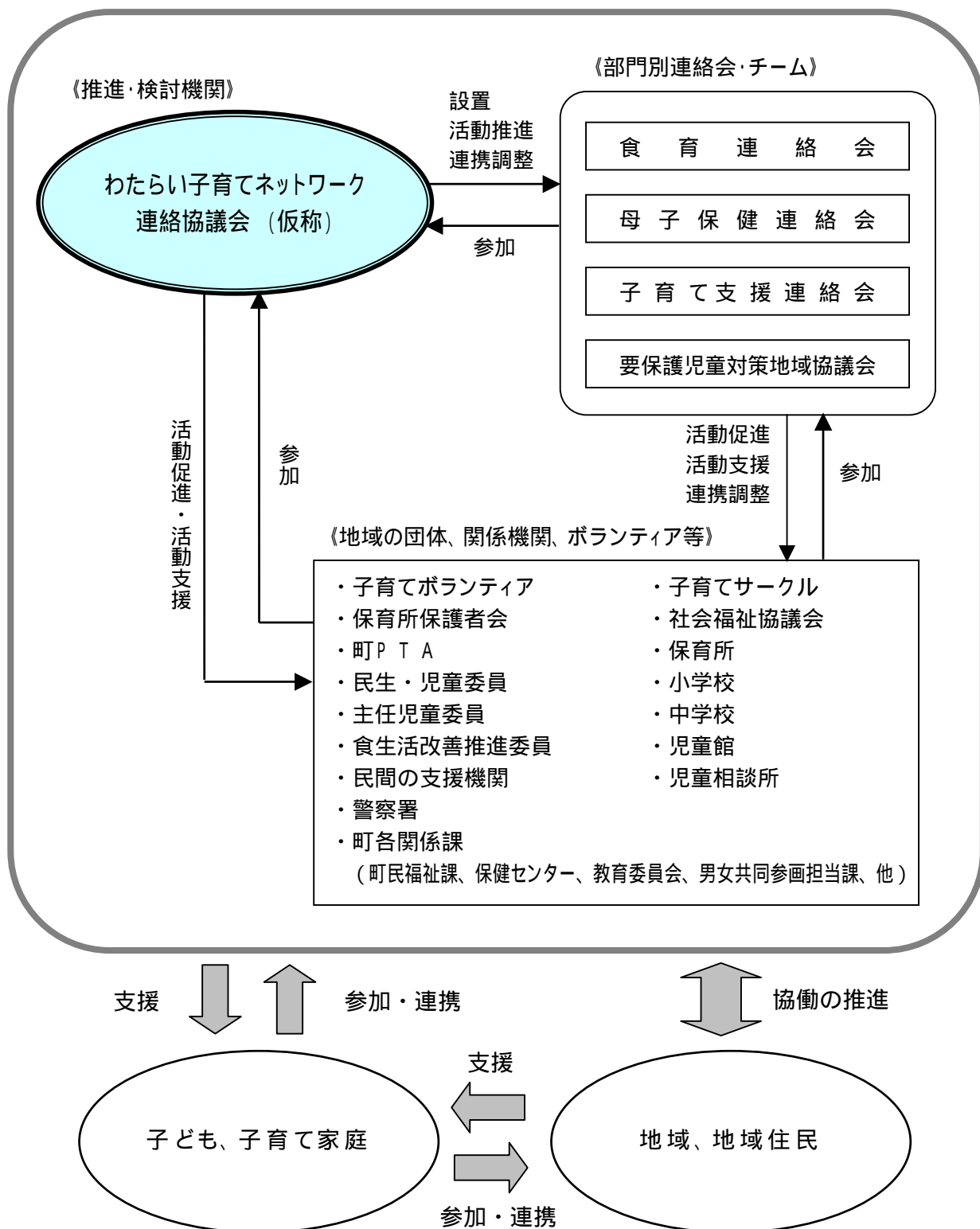
計画を推進する地域協議会の設置

本計画を計画的かつ効果的に推進できるよう、常に進捗状況を把握・評価し対策を検討するための行政の各分野や地域住民、企業等の代表者からなる「わたらい子育てネットワーク連絡協議会（仮称）」を設置します。

協働を進めるネットワークの構築

次世代育成支援の推進していくためには、住民・企業・行政の連携・協働、及び行政各分野、各関係機関の連携・協働が必要不可欠であるため、地域の人材や関係団体、行政がチームを組んで様々な対応ができるよう、各課題別の連絡会やチームによるネットワークの構築を図ります。

次世代育成支援を「協働」で推進するネットワーク



3. 子育てしながら働きやすい就労環境づくり

【現状と課題】

アンケート調査によると、仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じることについて、第1位が「子どもと接する時間が少ない」で62.5%、第2位が「自分の時間が持てない」で49.0%であり、時間のやりくりに関して大変さを感じている人が多くなっています。また、第3位が「自分が病気の時や子どもの急な病気の時に、代わりに面倒をみる人がいない」となっています。

子育てをとりまく就労環境についても、アンケート調査による育児休業の取得経験について、「育児休業は十分とれた」方は母親で15.3%、父親では1.0%と非常に少なくなっています。「育児休業はとれたが十分ではなかった」、「育児休業はとれなかった(とらなかった)」と答えた方の理由として、母親について、第1位が「就業先に育児休業制度がないから」で24.1%、第2位が「育児休業をとりにくい雰囲気だから」で22.2%、第3位が「職場復帰しづらいから」で14.8%となっており、子育てをする親にとっては厳しい就労環境となっています。

仕事と子育ての両立のために就労環境に望むこととしても、第1位が「出勤・勤務時間に融通がきく」、第2位が「子どもの看病などで急な休みがとりやすい」となっており、子育てのために、就労時間や休暇等に融通が利く職場環境が求められています。

図 仕事と子育ての両立について（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

問 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは何ですか。（3つまで選択）
〔回答者数：341〕

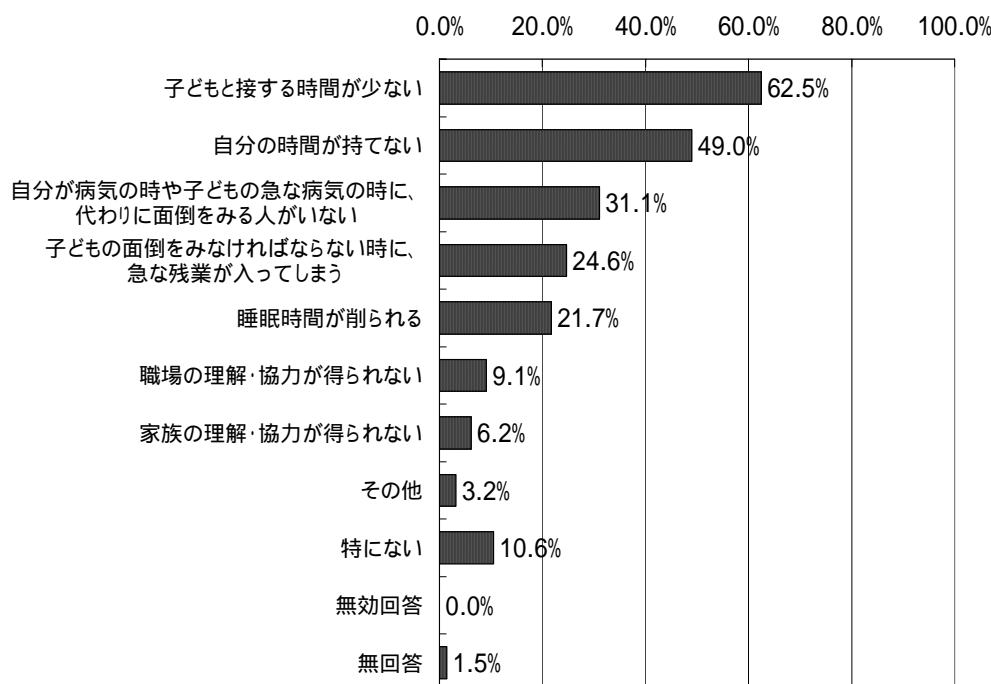


図 育児休業の取得状況（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

問 これまで育児休業をとったことがありますか。（1つ選択）

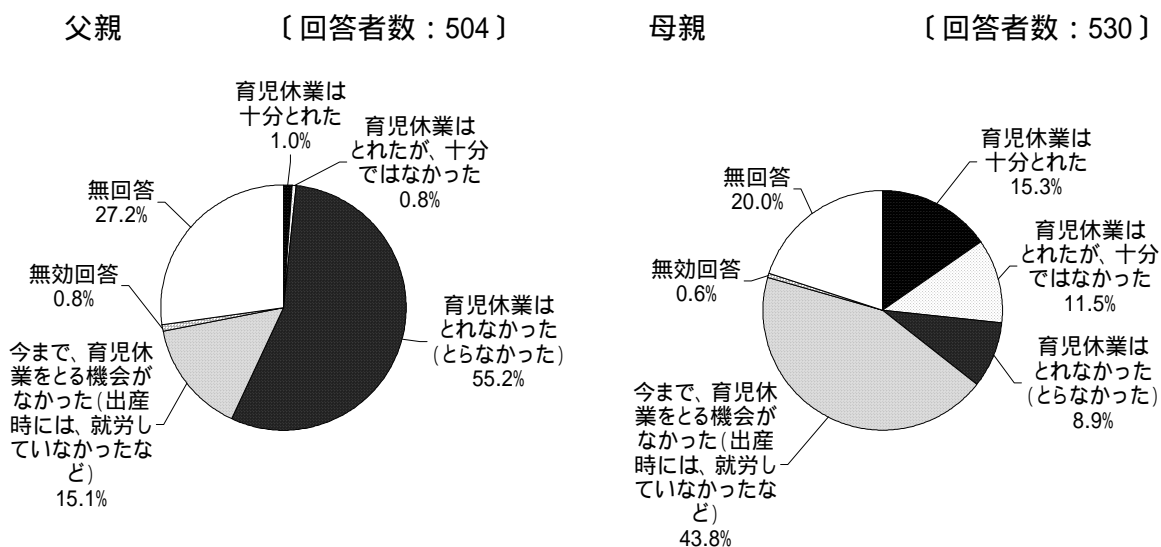


図 育児休業が十分ではなかった、取らなかった理由（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

問 育児休業が十分にとれなかった、またはとらなかった理由は何ですか。（1つ選択）

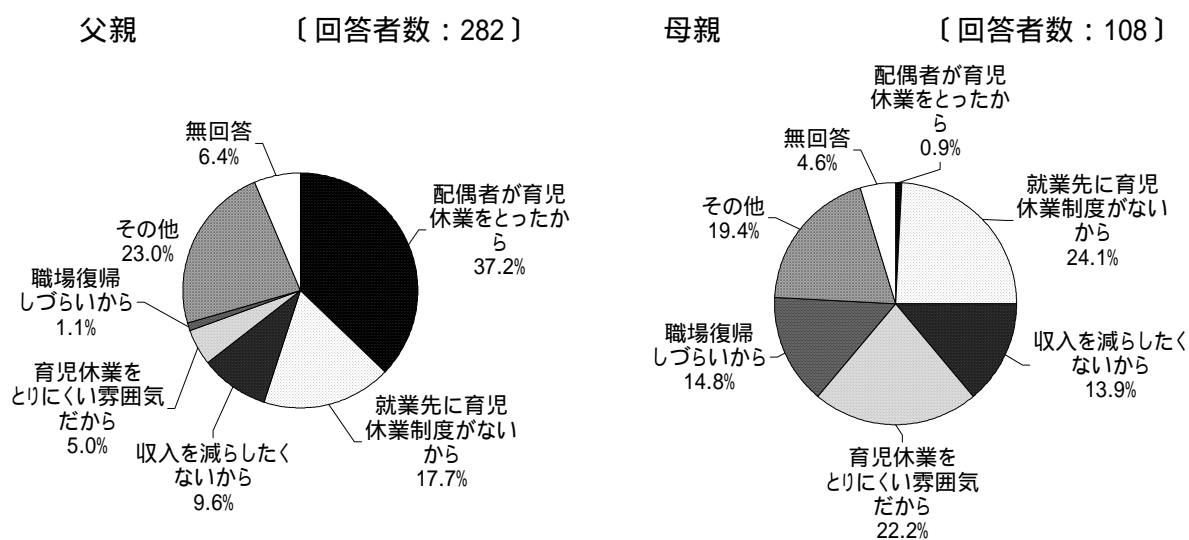
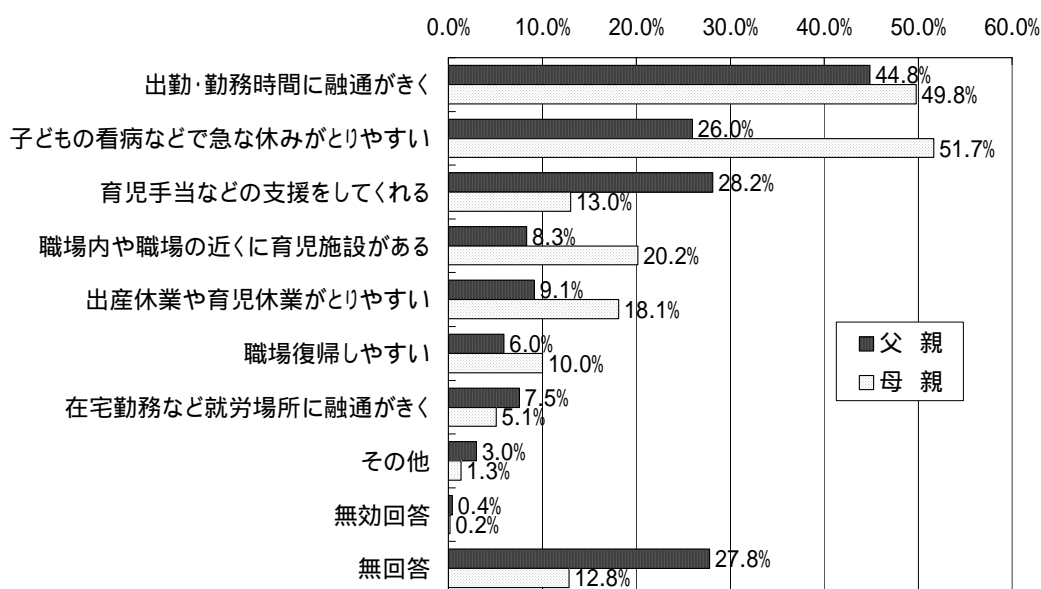


図 子育てと仕事の両立のために就労環境に望むこと(アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通)

問 子育てと仕事を両立させるために、どのような就労環境を望みますか。また、どのような就労環境であれば働きたいと思えますか。(2つまで選択)

[回答者数：父親 504、母親 530]



【施策の方向】

子育てと仕事との両立を支援するための育児休業制度の普及を進めるとともに、子育てに合わせた多様な働き方が選択できる雇用・就労環境づくりを促進します。

【基本施策】

子育てを支援する職場環境づくり

子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の普及や事業所内保育所の設置、労働条件の向上について、子どもを持つ親や企業に対して働きかけるとともに、家庭での子育てへの理解や男女共同参画の趣旨を啓発し、子育てと仕事が両立しやすい社会の実現に向けた取り組みを進めます。

多様な働き方の実現

子どもを持つ親が子育てに配慮して多様な働き方を選択できるよう、企業や社会に対して、在宅勤務やフレックスタイム、時間短縮等の制度の導入を啓発します。

家庭での子育てに対する支援

1. 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

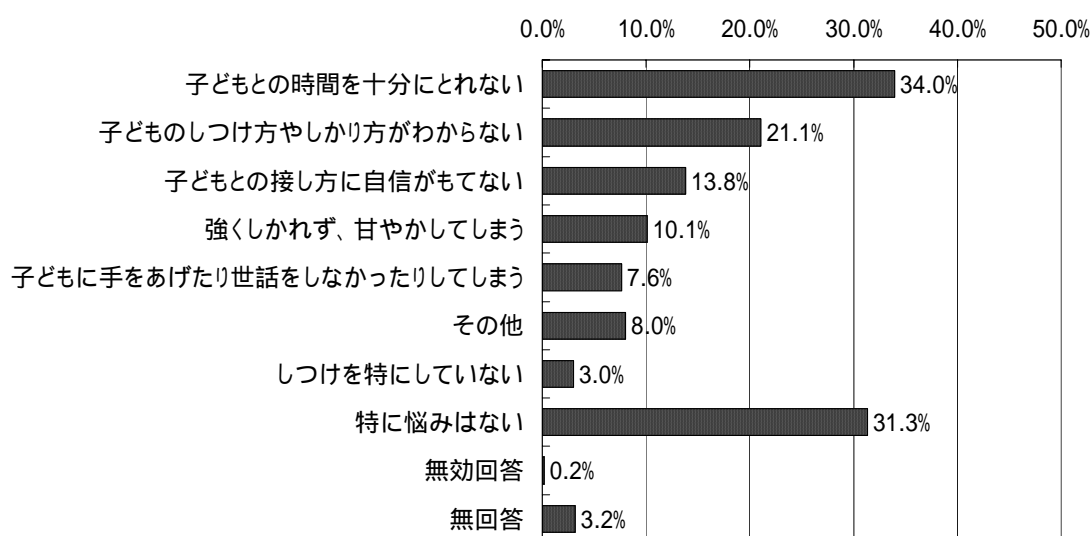
家庭での教育、しつけは子育ての基本であり、子どもの基本的な人格を育むうえで重要であるため、家庭教育の重要性に対する認識を深めるとともに、家庭の教育力を向上できるよう、家庭教育に関する知識の普及や相談、情報提供等を進めていく必要があります。アンケート調査では、子どものしつけをするうえでの悩みについて、「特に悩みはない」と答えた方は31.3%にとどまっており、その他の方が「子どもとの時間を十分にとれない(34.0%)」、「子どものしつけ方やしかり方がわからない(21.1%)」、「子どもとの接し方に自身がもてない(13.8%)」などの悩みを抱えています。

本町では、平成15年度に保健センターに併設して地域子育て支援センターを設置し、子育て相談や情報提供、子育てサークルの活動支援、季刊紙の発行、講演会の開催など、さまざまな子育て支援事業を行っていますが、利用者の固定化や、利用できる施設やマンパワーの不足による事業の偏重が課題となっています。今後は、より充実した事業展開に向けて、施設のあり方を再検討していくとともに、きめ細かな情報提供による利用者の拡大に努める必要があります。

図 子どものしつけに関する悩み（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

問 お子さんのしつけをするうえでの悩みはありますか。（2つまで選択）

〔回答者数：536〕



【施策の方向】

家庭の教育力の向上を図るため、子どもを持つ親や地域住民に対して、講座や講演会を通じて家庭教育の重要性に関する意識啓発と知識の普及を図ります。

また、子育て家庭が地域で孤立して悩みを抱え込んでしまうことがないように、子育て中の親子が集まり相談や情報提供を行っていく場として、地域子育て支援センターの充実を図ります。

【基本施策】

家庭教育の重要性に関する意識啓発

子どもを持つ家庭を中心とした地域全体で、家庭教育の重要性についての認識を深められるよう、子どもや子育て家庭の実態を地域全体で共有するための広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を活用した情報提供や、家庭教育の重要性について語り合う講演会やシンポジウムの開催等、子どもや子育て、家庭教育について考える機会の充実を図ります。

子育てや家庭教育に関する講座や講演会の実施の検討

子育て支援センターや母子保健の事業等の子育て家庭が集まる機会を利用して、子育てや家庭教育に関する専門家等を招いた講座や講演会を開催するなど、子育てや家庭教育の知識の普及に努めます。

親子で参加できるイベント等の充実

親子の対話や関係づくりを支援できるよう、休日を利用した、親子で参加できる教室や、映画会等のイベントを実施します。

父親の育児参加の促進

父親の育児参加の実態把握に努めるとともに、子育てに関する講座や親子で参加するイベントに父親が参加しやすいよう、土日開催等の工夫に努めます。また、男女共同参画への取り組み等を通じて、父親と母親がともに家庭や子育てに取り組む意識づくりを推進します。

子育て家庭に対する情報提供の充実

子育て中の親子が孤立することがないように、町広報や町ホームページ、ケーブルテレビなど、あらゆる機会と情報メディアを通じて、母子保健事業や子育て支援サービス等に関する情報提供に努めます。

2. 子育ての仲間づくりの推進

【現状と課題】

町では、子どもを持つ親同士が集い語り合う中で、子育てに関する悩みや不安を解消する子育ての仲間づくりを促進できるよう、地域子育て支援センターの事業として、教室型の子育てサークル（遊・友・You くらぶ）を行っていますが、自主的な子育てサークルについてはまだ育っていません。今後、自主的な子育てサークルとして活動を発展していけるよう、活動場所の提供等、支援体制を整えていく必要があります。

その他に、子育てに関する教室や相談、情報提供、仲間づくり等を行う場として、地域子育て支援センターで月2回実施する「わたっこ広場」、地区巡回型として月1回実施する「わたぼうし」を進めています。利用者が多く、身近な地域での利用や、回数の増加を望む声も多くなっているため、専用スペースや、地域のボランティア等を中心とした運営体制の確立等を、子育てについて相談できる常設の場の設置を検討していく必要があります。

各保育園では、未就園児を対象に園庭の開放を行い、未就園児の遊びや未就園児の親同士の交流促進、悩みの相談等を行っていますが、地域の子育て支援の拠点としての役割が期待されるため、園庭開放の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

身近な地域で子育ての仲間づくりができるよう、子育てサークルへの支援や集いの広場事業の充実に努めます。

【基本施策】

子育てサークルへの支援

地域での仲間づくりの場として定着していくことを目指し、子育てサークルへの支援を継続して実施するとともに、活発な広報活動により周知に努め、利用者の拡大を図ります。

子育ての仲間づくりの場の充実

地域子育て支援センターで実施する「わたっこ広場」、地区巡回型の「わたぼうし」について、継続して実施するとともに、利用者ニーズに応じて、実施回数の増大や専用スペースの確保の検討を進めます。

保育所の園庭開放の実施

保育所の園庭開放を継続して実施するとともに、保育士の資質の向上に努め、保護者への適切な支援ができるよう努めます。

3 . 子育て家庭の負担の軽減

(1) 一時的な預かりサービスの充実

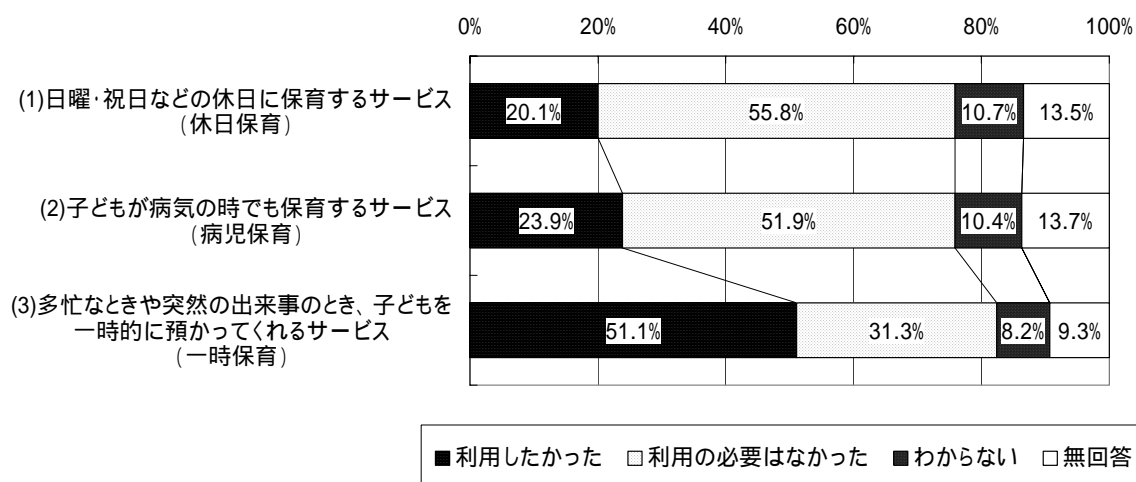
【現状と課題】

一時保育や病後児保育、子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業等の一時的な預かりサービスについては、本町では実施していませんが、いつでもニーズがあった時に対応できる体制を整えておくことは必要であるため、地域の状況を十分に把握し、必要に応じて、職員体制の整備や事業の委託先等の確保など、実施に向けた検討を進めていく必要があります。

また、地域住民の協力のもと柔軟な支援を行っていく手段として、ミニファミリーサポートセンター事業や、子育てボランティアによる託児サービスの実施についても検討を進めていく必要があります。

図 就学前に利用しなかった保育サービス（アンケート調査結果 - 小学生）

問 あなたは、お子さんの子育てを通じて、就学前に次の(1)～(3)の保育サービスがあったとしたら、利用しなかったと思いますか。（1つ選択）〔回答者数：119〕



【施策の方向】

子育て家庭のニーズにきめ細かく対応できるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

【基本施策】

子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業の充実

子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業の委託先を確保し、事業の実施に努めます。

一時保育・リフレッシュ保育の実施検討

ニーズがあった時に対処できるよう、職員体制の整備を図り、一時保育の実施に向けて検討を進めます。また、リフレッシュ保育については、一時保育に含めて実施を検討します。

地域のボランティアによる一時的な預かりの実施の検討

一時的な預かりニーズに柔軟に対応できるよう、ミニファミリーサポートセンター事業を通じた託児の実施や、その他地域のボランティアの協力を得た一時的な預かりの実施について検討・推進します。

(2) 経済的支援の充実

【現状と課題】

子育て家庭を経済的に支援するため、児童手当の支給や乳幼児医療費助成、保育料の一部減免など各種施策が実施されています。

今後は、国で制度改正があればその内容で対応するとともに、広報による制度の周知徹底に努める必要があります。

【施策の方向】

児童手当制度の周知徹底と乳幼児医療費助成等の継続実施により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【基本施策】

児童手当制度の周知徹底

国で児童手当制度の制度改正があればその内容で対応するとともに、広報活動による制度の周知徹底を図ります。

乳幼児医療費助成の充実

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成を継続実施します。

保育料の一部減免の充実

保育料の一部減免を継続実施するとともに、保護者の負担能力を勘案しつつ、保育料の適正化を推進します。

(3) 一人親家庭の自立支援

【現状と課題】

近年、若年離婚や未婚で子どもを持つ母親が増加しており、町では、児童扶養手当の普及や県の補助事業としての一人親家庭医療費助成制度の周知による医療費の負担軽減に努めてきました。

今後も、国で制度改正があればその内容で対応するとともに、広報等による制度の周知徹底や、利用手続きの簡素化による利便性の向上を図り、適正な各種制度の運用を図る必要があります。

【施策の方向】

一人親家庭が親子で安心して暮らせるよう、個々の家庭の状態に応じた支援体制を充実し、生活の安定と自立の支援に努めます。

【基本施策】

児童扶養手当の充実

一人親家庭の福祉の増進を図るため、現在実施している児童扶養手当の支給を継続実施します。また、国で児童手当制度の制度改正があればその内容で対応するとともに、広報活動による制度の周知徹底を図ります。

一人親家庭等医療費助成の充実

一人親家庭の保健と福祉を増進するため、現在実施している医療費助成を継続実施します。

4 . 保育サービスの充実

(1) 保育所の充実

【現状と課題】

本町には、町立保育所が4か所設置されています。定員に満たない保育所がある一方、定員を超過している保育所もあり、一極集中化にどう対応していくかが今後の課題となっています。延長保育については、棚橋保育所と中之郷保育所で7時～19時まで実施しており、利用希望は増加していますが、通常保育の時間と一般的な就労時間との間にズレがあり、利用者の約半数は定時を超えて、17時～18時までの保育を利用しています。このため、職員体制に問題が生じています。低年齢児保育については、棚橋保育所において6ヶ月児から受け入れており、その他の保育所では2歳児から受け入れています。病児保育については、伊勢市の事業を利用して対応しています。

今後も、働きながら安心して子育てできるよう、保育所の統廃合も視野に入れながら、ニーズにきめ細かく応えられる保育サービスの充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

個々の家庭のニーズに応じた保育サービスが利用できるよう、保育所の統廃合も視野に入れながら、保育サービスの充実を図ります。

【基本施策】

保育環境の充実

児童数の増減を見ながら保育所の統廃合を検討するとともに、保育サービスの提供に見合った職員配置の適正化に努めます。また、各年齢の保育ニーズを踏まえ、保育内容の充実に努めるとともに、質の高い保育ができるように各種研修などにより保育士の資質の向上に努めます。

保育サービスの充実

保護者のニーズと子どもの負担に配慮しつつ、引き続き延長保育、低年齢児保育の充実に努めるとともに、休日保育についても実施を検討します。また、病後児保育については、引き続き伊勢市の事業を利用して対応します。

(2) 放課後児童対策の充実

【現状と課題】

現在、本町には放課後児童クラブはありません。しかし、アンケート結果によると、放課後児童クラブがもしあるとしたら「利用したい」とした人は、31.7%と回答者の約3割にのぼっています。また、「利用したい理由」としては、「現在就労しているから」と回答した人が64.7%を占めており、今後、仕事と子育ての両立を支援するためには、ニーズの動向を見ながら、放課後児童クラブの設置を検討する必要があります。

図 就学前に利用しなかった保育サービス（アンケート調査結果 - 小学生）

問 度会町に「放課後児童クラブ」は現在ありませんが、もしあるとしたら、小学生のお子さんについて、利用希望がありますか。〔回答者数：505〕

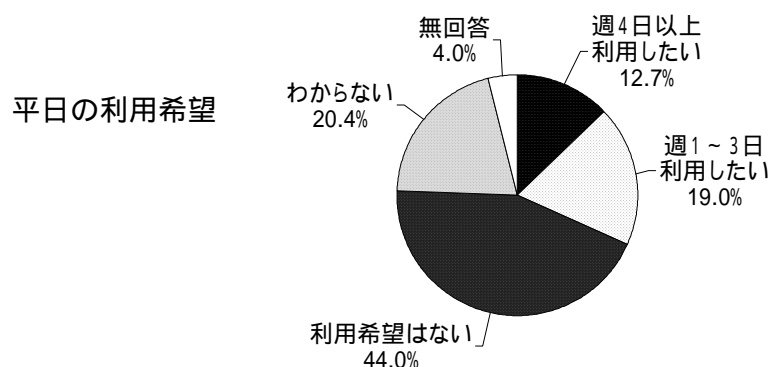
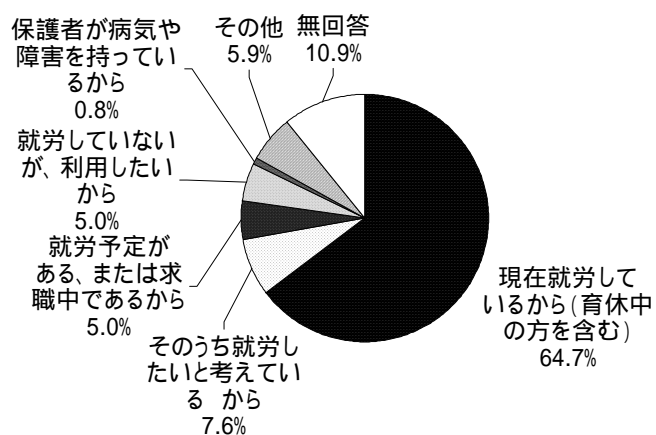


図 就学前に利用しなかった保育サービス（アンケート調査結果 - 小学生）

問 《放課後児童クラブの利用を希望される方》

放課後児童クラブを利用したい理由は何ですか。（1つ選択）〔回答者数：119〕



【施策の方向】

仕事と子育ての両立を推進するため、放課後児童クラブの設置を支援し、放課後児童対策を充実します。

【基本施策】

放課後児童クラブの設置

親が就労等で日中に子どもの面倒をみられない場合、小学生の子どもを安心して預けることができるよう、地域交流センターにおいて放課後児童クラブを設置します。

設置にあたっては、保護者等の有志のグループによる公設民営型の施設運営の実現に努めます。また、各地域の保護者のニーズを踏まえ、全町域からの利用を考慮した送迎サービスの実施や、各地域への新規開設について検討を進めます。

5 . 児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

本町では、母子保健事業の中で、保健師による乳幼児訪問や各種健診体制の充実により虐待の早期発見に努めるとともに、虐待事案発生時には児童相談所と協議しながら早期の適切な対応に努めてきました。これまで虐待ケースは多くはありませんが、虐待予備軍としての相談が増加してきています。今後は、子どもの養育者への心のケアや、孤立を防ぐための仲間づくりなどを通じて、児童虐待予防を進めていくことが重要です。また、児童虐待の早期発見と早期対応を図るためには、保健や福祉などの各関係機関をはじめとする地域のネットワーク化を図る必要があります。

【施策の方向】

児童虐待などを未然に防止する体制をつくり、子どもの人権や子どもの安全を守ります。

【基本施策】

児童虐待防止ネットワークの構築

児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）を未然に防止し、早期発見と対応が適切かつ迅速に行えるよう、児童民生委員や各区長、福祉、医療、保健、学校、警察、児童相談所等の連携による要保護児童対策地域協議会を設置します。

児童虐待予防対策の推進

虐待を早期発見できるよう、乳幼児訪問や各種健診の充実に努めるとともに、児童虐待の発生を未然に予防できるよう、子育てに関する教室、子育て相談を通じた子どもの養育者への心のケアの充実と、子育ての仲間づくりの充実に努めます。

子どもの権利の尊重

すべての子どもの人格が保護・尊重され、家庭において愛情と理解を受けて成長できるよう、国連において締結された「児童の権利条約」の普及と啓発に努めます。

親子の健康の確保

1. 保健対策と健康づくりの推進

(1) 母子保健サービスの充実

【現状と課題】

わが国の母子保健対策は、結婚前から妊娠・出産期、乳幼児期を通してその時期にふさわしいサービスを提供するよう体系化されています。

本町では妊婦の健康診査、妊産婦訪問と新生児訪問、乳幼児には、乳児健診、1歳6ヶ月、3歳6ヶ月健診、乳幼児訪問等を行っています。なかでも幼児のむし歯予防に力を入れており、2歳児歯科健診をはじめ、集団検診の機会を利用したフッソ塗布やむし歯予防教室等を実施しています。

一方、乳幼児訪問、育児、こども相談をきめ細かく実施し、事後指導を含めた健康管理に努めています。また、妊産婦を対象とした「プレママ教室」や育児に関する悩み解消や交流の場づくりのための、こども、育児相談や「ぴよぴよクラブ」などを行っています。

「子どもを生み育てやすいわたくらい町」をめざし、一貫した母子保健サービスの充実が求められます。

【施策の方向】

親と子が心身ともに安心して健やかに過ごせるよう、妊娠期から就学期まで一貫した母子保健サービスを提供するとともに、子どもの発育、発達段階に対応したさまざまな各種育児教室の開催や育児サークルの支援等を進めます。

【基本施策】

安心できる妊娠と出産

安全な妊娠、出産ができるよう、妊婦健康診査の受診率の向上に努めるとともに、妊産期のさまざまな不安を解消し、孤立を防ぐため、妊産婦訪問や新生児訪問、妊産婦教室等を充実します。

一方、周産期医療の向上を図るため、医療機関や行政が連携し、周産期ネットワークの構築を推進します。

健康な子育ての支援

乳幼児健康診査の受診率のさらなる向上を図るため、対象者に対する周知徹底を図ります。乳児健診、1歳6ヶ月、3歳6ヶ月健診の集団健診は、親子の状況把握や相談、交流の場ともなり、内容の充実に努めます。健康診査後に必要と思われる子どもに対しては、関係機関と連携し、フォロー体制の確立を図ります。

現在行っている相談、育児教室については、ニーズに応じながら継続して実施するとともに、多様化する子育ての悩みなどを親身になって応じる相談や、気軽に親子同士が交流できる空間スペースの確保、子育てサークルの支援等を推進します。

母子歯科保健対策の充実

乳幼児の健康な歯づくりをめざし、1歳6ヶ月、3歳6ヶ月の健康診断時及び2歳歯科健診時等にむし歯予防教室の開催や、フッソ塗布をするとともに、子育て教室時のむし歯予防講座など、子どものう歯減少に努めます。

また、歯科保健の教育プログラムの評価を行うとともに、保健所、小中学校との連携により、歯科保健ネットワークを形成し、経年的に歯科保健に取り組みます。

母子保健ネットワークの構築

母子保健にかかる各種部会がお互いに情報交換を図り、度会町の母子保健に関する課題を検討する関係機関の連絡会を持ち、母子保健ネットワークの構築を推進します。

(2) 食育の推進

【現状と課題】

近年、偏った食事内容からくる栄養素不足や生活習慣病の兆候、偏食、孤食の増加等、基本的な食生活習慣やしつけの乱れから子どもの「食」に関する課題が山積しています。

本町は乳幼児期においては、離乳食教室や幼児食教室、学童期では親子の料理教室を開催する一方、保育所と小・中学校の給食では、地産地消を心がけ、バランスのとれた食事の提供に努めています。

幼児期から生涯を通じて健康的な食生活を営む態度や能力を身につけられるよう、次世代を育む「食育」の推進が必要です。

【施策の方向】

「食事のとり方」が心身の健全な発育、発達に大きな影響を与えるという観点から、幼児期から生涯を通じて健全な食生活を営める態度や能力を身につけられるよう「食育」を推進します。

【基本施策】

乳幼児期からの食育の推進

離乳食教室、幼児食教室の開催や、保健師、栄養士等による栄養相談などを実施するなど子どもの食事に関する悩みや知識を学習できる機会を充実します。また、小学生を対象とした親子料理教室等を開催します。

給食の充実

保育所及び小・中学校の給食については、「地産地消」を推進し、幼児、児童生徒にバランスのとれた食事を提供するとともに、食事を通して人間関係を育てるなど教育効果の高い給食の提供を推進します。

食育活動の強化

食育についての実態調査を分析し、町内の栄養士が連携、協力しながら、「食育」活動の強化を図っていきます。

(3) 思春期保健の充実

【現状と課題】

思春期の保健対策については、小・中学校ごとに学校保健で喫煙や薬物乱用の防止、性教育等に取り組んでいます。

思春期から生命の尊さや自分を大切に、人を思いやる心などを学ぶ機会や意識の啓発等を推進する必要があります。

【施策の方向】

思春期の保健対策を推進するため、保育所、小中学校がともに連携し、思春期の男女に対し、命や性に関する正しい知識や情報、健全な生活習慣などについて学習する機会を提供します。

【基本施策】

思春期の保健対策の強化

各学校に設置した学校保健委員会の強化を図る一方、小中学校における性教育、心の健康、薬物乱用防止、喫煙防止等の保健指導を推進しつつ、保育所と中学校、高等学校との連携等による乳幼児との「ふれあい体験」を推進します。

また、性感染症や若年者の人工妊娠中絶等に対応するため、性に関する教育と相談支援を充実できるよう、県のメール相談やヤング・シェアリング・プログラム、健康教育等を積極的に活用していきます。

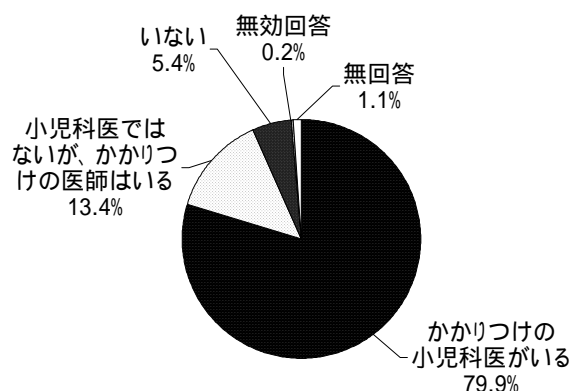
2 . 小児医療の充実

【現状と課題】

次世代育成支援に関するアンケート調査（就学前）の結果によると、「かかりつけの小児科医がいる」が8割近くを占め、「小児科医ではないがかかりつけ医師はある」を合わせると「かかりつけ医」をもっている子どもは93.3%にのびります。しかし、「夜間、休日に医療機関がみつからず困った」が4.3%あり、子どもの病気は早期対応がなにより大切であることから、日頃から「かかりつけ医」との連携を促す一方、休日夜間小児救急医療体制の充実が求められます。

図 就学前に利用しなかった保育サービス（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

問 お子さんについて、かかりつけの小児科医はいますか。（1つ選択）
〔回答者数：536〕



【施策の方向】

緊急医療及び小児救急医療についての情報提供を徹底するとともに、小児救急医療体制の充実をめざします。

【基本施策】

小児医療体制の充実

乳幼児の疾病予防、早期発見のため、周辺市町村を含めた地域医療機関と連携を図り、総合的な地域医療体制の整備を進めるとともに、休日夜間小児救急医療の整備と周知、救急医療情報システムの周知に努めます。

3 . 障害児に対する支援の充実

【現状と課題】

本町では、母子保健事業の中で、保健師により障害児の早期発見に努めています。しかし、町内に療育の場がないため、療育支援が課題となっています。平成14年に音楽療法を実施していましたが、現在対象者が減少し、休止しています。しかし、療育事業を望む声もあり、また、障害児も増加していることから、今後は、療育事業の実施について検討する必要があります。さらに、心身の障害や軽度発達障害のある子どもとその保護者への支援だけでなく、不安を多く抱えている、障害の疑いのある子どもとその保護者への支援も、継続して行う必要があります。

特別児童扶養手当については、今後も国の基準に基づき、受給者に漏れがないよう支給事務を行う必要があります。

【施策の方向】

各関係機関との連携を図り、障害児が地域で安心して生活できるような支援体制づくりを行います。

【基本施策】

早期発見・早期療育の充実

障害児の早期発見への取り組みを継続実施するとともに、専門療育機関、医療機関等との連携を図りながら、療育事業の実施について検討します。

相談支援の充実

訪問相談を充実し、疑いのある児童も含め、障害児とその保護者への支援に努めます。また、保護者の相談に適切に対応できるようスタッフが研修を受ける機会の拡大に努めます。

障害児の保育の充実

各保育所で実施している障害児の受け入れ体制の整備を継続して進めるするとともに、保育士の資質の向上を図り、専門性を高めた障害児に対する保育を推進します。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の制度の周知と窓口事務の徹底により、受給対象者の漏れがないよう利用の促進に努めます。

学校教育の充実

1. 生きる力を育む学校教育の推進

【現状と課題】

本町には小学校が4校、中学校が1校あり、各学校において、学習指導要領の基づき、子どもや地域の状況に応じて創意工夫した教育を進めています。

全ての学校で少人数教育を実施していますが、子どもの基礎的な学力の定着において効果を上げてきており、今後も継続して実施できるよう、加配の教師の確保に努める必要があります。また、中学校では、基礎的な学力の定着と読書の習慣づくりを目的に、朝の10分間の読書を行っていますが、小学校での実施の検討や、総合学習への読書の組み入れ等、読書活動の充実を今後も図っていく必要があります。

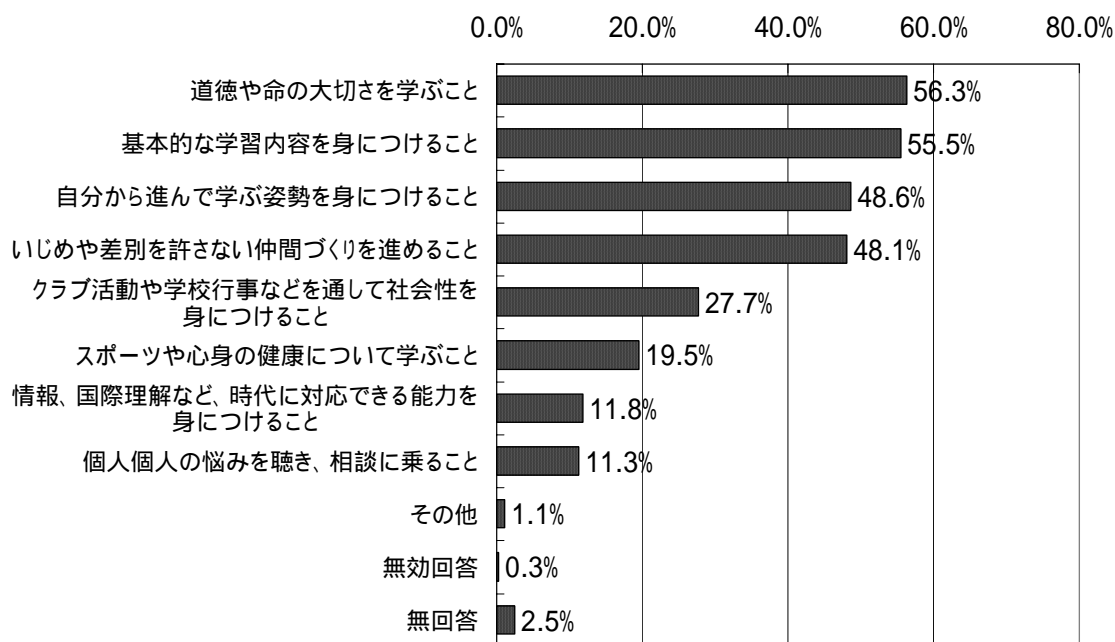
また、各小中学校の創意工夫のもと、総合的な学習の時間を利用して、地域と連携した地域教育、人権教育、道徳教育など心の教育、世代間交流、ボランティア活動を推進し、子どもの豊かな心と生きる力の育成に努めています。また、少子化が進むなかで子ども同士の関係づくりを通じて自主性と協調性、思いやりの心を育めるよう、学年を越えた枠組みでの活動による異年齢時間交流を推進しています。

内城田小学校では、障害児と健常児がお互いに理解を深めることができるよう、3年生児童と度会養護学校との交流会を年3回行っています。

図 学校に対して望むこと（アンケート調査結果 - 小学生）

問 学校に対して、どのようなことに力を入れて欲しいと思いますか。（3つまで選択）

〔回答者数：364〕



【施策の方向】

子どもが学校教育を通じて生きる力を育むことができるよう、少人数教育やスポーツの推進等、子ども一人ひとりの能力を伸ばし、人権教育や道徳教育、各種体験活動などを通じて豊かな心を育めるよう、各学校で創意工夫した教育を推進します。

また、職場体験学習や中学生と保育園児との交流を通じて、子どもの職業観の育成と家庭や子どもを持つことの意義の普及に努め、次代の親を育成します。

【基本施策】

学力の向上

子どもが幅広い確かな学力を身につけることができるよう、中学一年生を対象に観点別到達度学力検査を実施し、その結果を受けて小学校から中学校まで一貫した学力向上のための指導を実施します。

また、各小中学校において少人数教育を推進できるよう、加配の教師の充実に努めます。

読書活動の推進

各小・中学校において、朝の10分間読書など読書活動を推進するとともに、司書や司書教員の活動の推進や、小学校については読み聞かせボランティアとの連携等により、読書活動を推進するための環境を整えます。

人権教育・道徳教育の推進

子どもの思いやりの心や倫理観、道徳観を育む人権教育、道徳教育について、小学校、中学校が連携し、年齢に応じて一貫した教育を推進します。

総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間について、子どもや地域に応じた各種体験活動や福祉活動、清掃等の奉仕活動、地域教育、環境教育、世代間交流活動等を、各学校の創意工夫のもと推進します。

体力の向上と健康づくりの推進

子どもの体力を向上するため、体育の授業について指導方法の工夫や改善を図るとともに、運動会や体育祭、マラソン大会、駅伝大会等のスポーツ大会の充実に努めます。

中学校においては、子どもが自主的にスポーツに親しむことができる運動部活動について、外部指導者の活用や地域との連携等により改善を図りながら、活発な活動を推進します。

また、生涯にわたる心身の健康づくりの基礎となるよう、保健の授業等を通じて健康教育を推進します。

職場体験学習の充実

子どもが職業について理解を深め、将来について考えるきっかけとなるよう、中学2年生を対象に実施する職場体験学習について、町内の事業所の円滑な協力のもと内容の充実が図れるよう、学校と町が連携して協力依頼と趣旨の伝達に努めます。

中学生と保育園児との交流の充実

中学生が乳幼児とふれ合うことで、将来父親、母親となることの意義に対する認識を深め、自覚を持てるよう、中学生全員の保育園への訪問の充実に努めます。

2 . 学校と地域との連携強化

【現状と課題】

学校と地域との連携については、総合的な学習の時間等におけるゲストティーチャーの活用や、地域をフィールドとした学習、学校行事への地域の人々の参加等により交流を進めています。

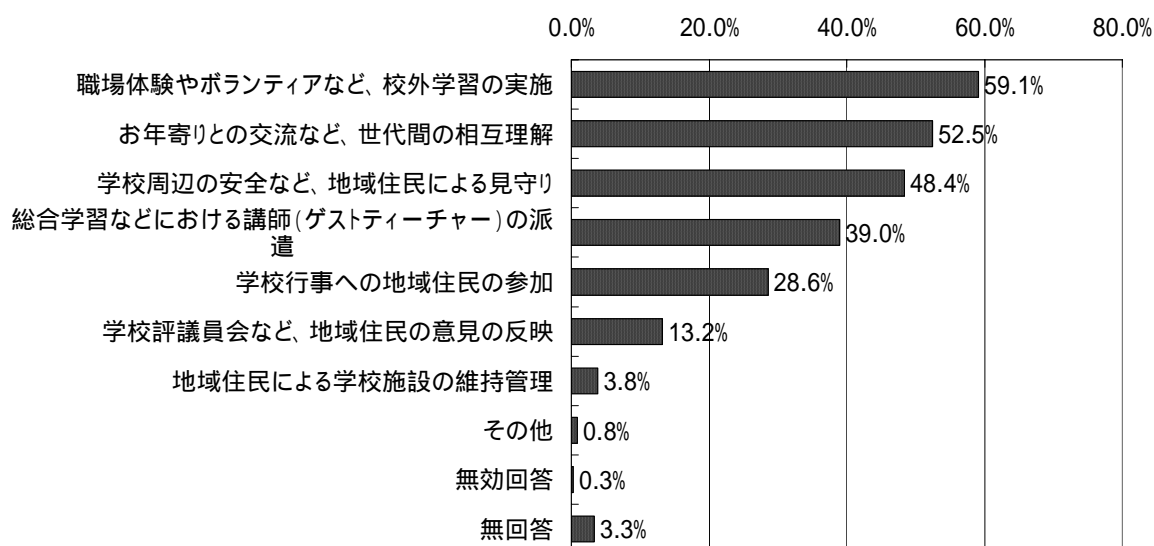
特に一之瀬小学校では、「地域と共に歩む学校」を努力目標として掲げ、運動会、文化祭、ふれあい授業、総合的な学習等において、多くの地域住民が学校を来訪したり協力したりしています。今後、少子化や核家族化が進むなかでの子どもの人間関係の構築や、過疎化が進むなかでの郷土を愛する心の育成、子どもが巻き込まれる犯罪を防ぐための地域の見守り体制の強化等を推進していくためにも、子どもと地域住民との交流、学校と保護者、地域住民との連携を強化について、全ての学校で積極的に進めていく必要があります。

そのような中で、学校と地域との連携をより一層強化できるよう、教職員の地域活動への参加を推進していくことも、今後の課題といえます。

また、学校運営に対する地域の意見を聞く場として、学校評議員制度も活用しています。今後、各取り組みをますます充実していく必要があります。

図 学校と地域との関わりに対して望むこと（アンケート調査結果 - 小学生）

問 学校活動に対して、地域のかかわりが重視されてきていますが、どのような活動を進めていくべきだと思いますか。（3つまで選択）〔回答者数：364〕



【施策の方向】

子どもたちが地域で安心してのびのびと活動し、郷土を愛する心を育てられるよう、学校と地域とが連携した地域教育を推進するとともに、地域に開かれた学校づくりを進めるため、学校評議員会の充実に努めます。
また、地域住民に対して、子どもの見守り意識を啓発します。

【基本施策】

地域教育の推進

子どもたちが地域のことを知り、郷土を大切に思う心を育めるよう、総合的な学習の時間を利用して、地域の方をゲストティーチャーとして招いたり、地域をフィールドとした学習や、福祉活動やボランティア活動、交流活動を行うなど、地域活動と地域教育を推進します。

また、学校教育に対して地域の十分な理解を得られるよう、運動会等のイベントへの招待や学校の情報発信の充実に努めます。

世代間交流の推進

子どもと地域の高齢者との世代間交流が図られるよう、各小学校において、地域の高齢者を招いた行事を行うとともに、学校や地域の特色を生かせるよう、内容の充実に努めます。

学校評議員会の充実

地域の学校教育に対する意向を把握し、学校運営に反映するとともに、学校が子どもたちの地域での様子をより把握できるよう、定期的に意見交換を行う学校評議員会について、内容の充実に努めます。

3 . 子どもの心のケアの充実

【現状と課題】

近年、いじめや非行等の子どもの問題行動や不登校や引きこもりの子どもの数は全国的に増加してきており、度会町も同様の傾向にあります。

現在、不登校の子どもや、悩みや不安を抱える子どもの心のケア、及び子育てに悩む親に対する相談できるよう、小学校の保健室、中学校の保健室及び学習室を利用した相談体制の整備を進めており、特に、中学校では週2回、心の教育相談員を配置しています。

今後、これらの取り組みを継続するとともに、スクールカウンセラー等の専門家の配置を強化するなど、充実へ向けた検討を進めていく必要があります。

【施策の方向】

いじめや不登校、非行など子どもの心の問題へ充実した的確な対応が図れるよう、専門家の配置による相談体制の充実と、学校と家庭、地域等が連携した継続的なフォローの充実に努めます。

【基本施策】

相談体制の充実

いじめや不登校、非行など子どもの心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや心の教育相談員の配置、保健室、相談室等の充実により、子どもが相談しやすい体制づくりを推進します。

継続的なフォローの充実

子ども一人ひとりが抱える問題に対して、継続的かつ総合的なフォローできるよう、学校と家庭、地域、関係機関の連携に努めます。

4 . 学校の安全対策の充実

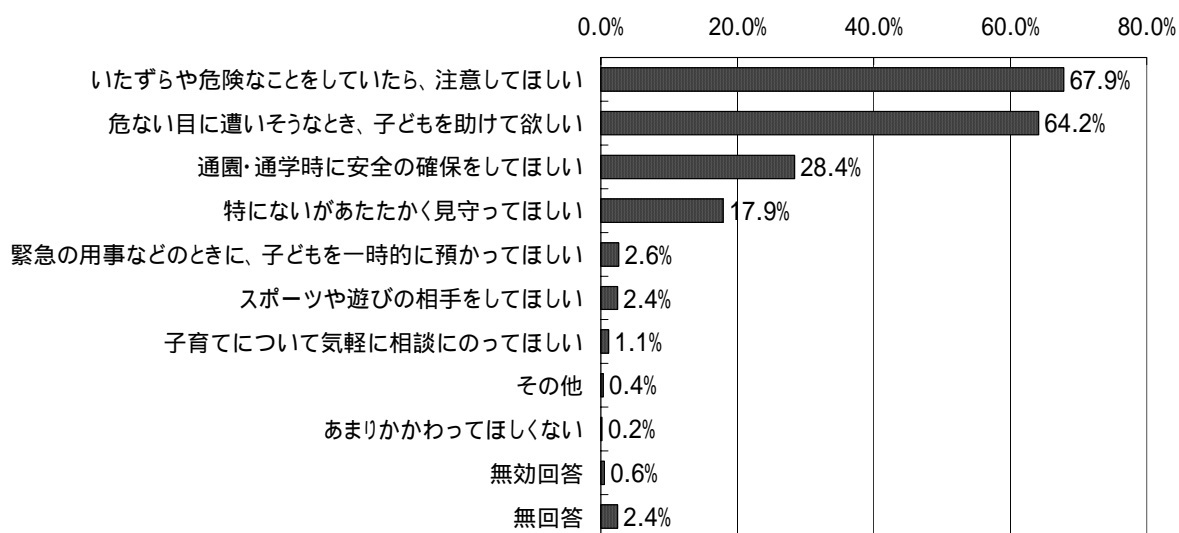
【現状と課題】

子どもの安全の確保については、学校内では、門扉に閉鎖や教師による校内での声かけに努めており、通学路では、小学生と中学生女子に対して、防犯ホイッスルや防犯ブザーを配布または貸与しています。アンケート調査によると、子どもに対して地域求めることとして、「危ない目に遭いそうなとき、子どもを助けてほしい」が64.2%で第2位、「通園・通学時に安全の確保をしてほしい」が28.4%で第3位に上がっており、地域による見守りを求める声が高くなっています。また、東南海沖地震等の震災や風水害に対応して、防災についても対策を進める必要があります。

図 地域に対して望む子どもへの接し方（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

問 自分子どもに対して、地域の人にどのように接してほしいと思いますか。

（2つまで選択）〔回答者数：536〕



【施策の方向】

学校で子どもたちが安心して学べるよう、学校の防犯対策、防災対策を推進します。

【基本施策】

学校の防犯対策の充実

子どもたちが安心して学べるよう、学校施設について、施錠や校内での部外者への声かけの充実、緊急時の校内の連絡体制の整備、危機管理マニュアルの徹底など、安全対策の充実に努めます。

通学路の安全対策についても、防犯ホイッスルや防犯ブザーを配布するとともに、状況に応じて集団登下校を実施します。

災害時対策の充実

災害時に対応できるよう、防災訓練や防災マニュアルの徹底、保護者との連絡体制の確立に努めます。

子どもが健全に育つ地域づくり

1. 子どもの居場所づくり

【現状と課題】

町には、大規模な公園として「宮リバー度会パーク」があり、芝生広場や子供広場、スポーツ広場、自然林散策の森等の整備を行っており、多くの利用があります。また、隣接して「遊水プール鏡」があり、夏期のみ営業しています。

アンケート調査によると、公園などの遊び場について日頃感じていることとしては、第1位が「雨の日でも遊べる場所がない」で59.9%、第2位が「近くに子どもが遊べる適当な公園がない」で37.5%となっており、屋内の遊び場や、家の近所の公園の整備が求められています。また、地域の子育てを支援するための拠点について重視してほしい機能の第1位が「児童館や遊び場など子ども同士の交流機能」で51.1%、子育て支援環境の充実のために望ましい支援策や体制について、第1位が「児童館など、子どもの居場所をつくる」で53.4%となっており、児童館やそれに類似する子どもが遊んだり活動したりする居場所が強く求められています。

小学生の子どもについて、平日の16時から18時の過ごし方としては、「自宅等にいる」子どもが44.6%に上がっており、そのうち、12.6%が子どもだけで自宅にいる状況にあります。土曜日や日曜日・祝日についても、「地域におけるサークル活動等に参加している」子どもも1～2割みられますが、自宅にいる子どもが圧倒的に多くなっています。

町には現在、児童館などの子どもが集まる場はありませんが、これらの状況をふまえ、子どもの居場所づくりについて、施設や遊びの提供等、何らかの取り組みを進めていくことが必要です。

図 公園などの遊び場について

(アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通)

問 公園などの遊び場について、日頃感じていることはありますか。(3つまで選択)

〔回答者数：536〕

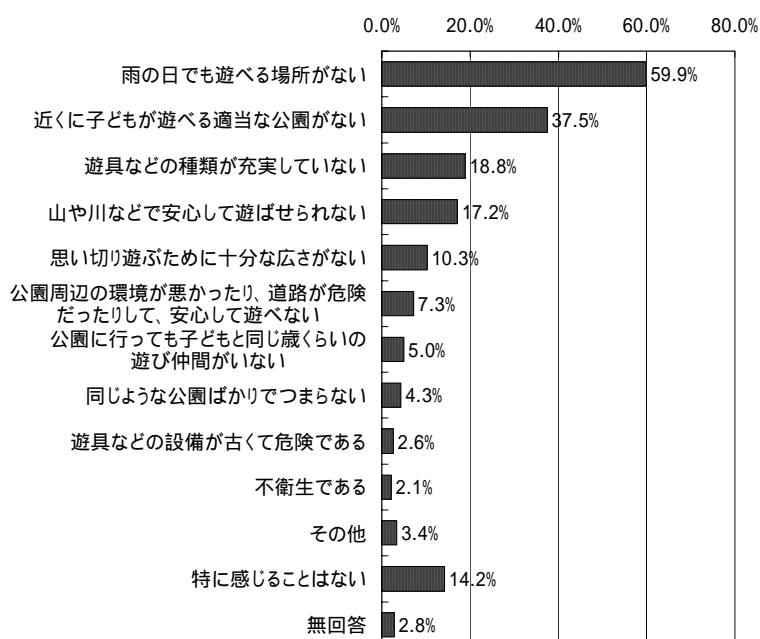


図 子育て支援拠点に対して望むこと（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

問 地域の子育てを支援するための拠点について、どのような機能を重視すればよいと思いますか。
（1つ選択）〔回答者数：536〕

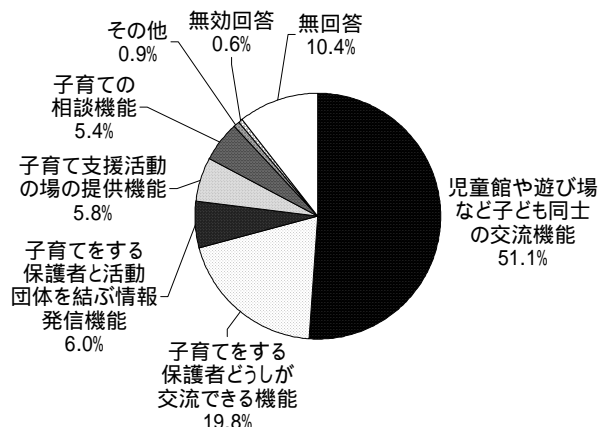


図 子育て支援環境の充実のために望むこと（アンケート調査結果 - 就学前・小学生共通）

問 子育て支援環境の充実のためには、どのような支援策や体制が望ましいとお考えになりますか。（3つまで選択）〔回答者数：536〕

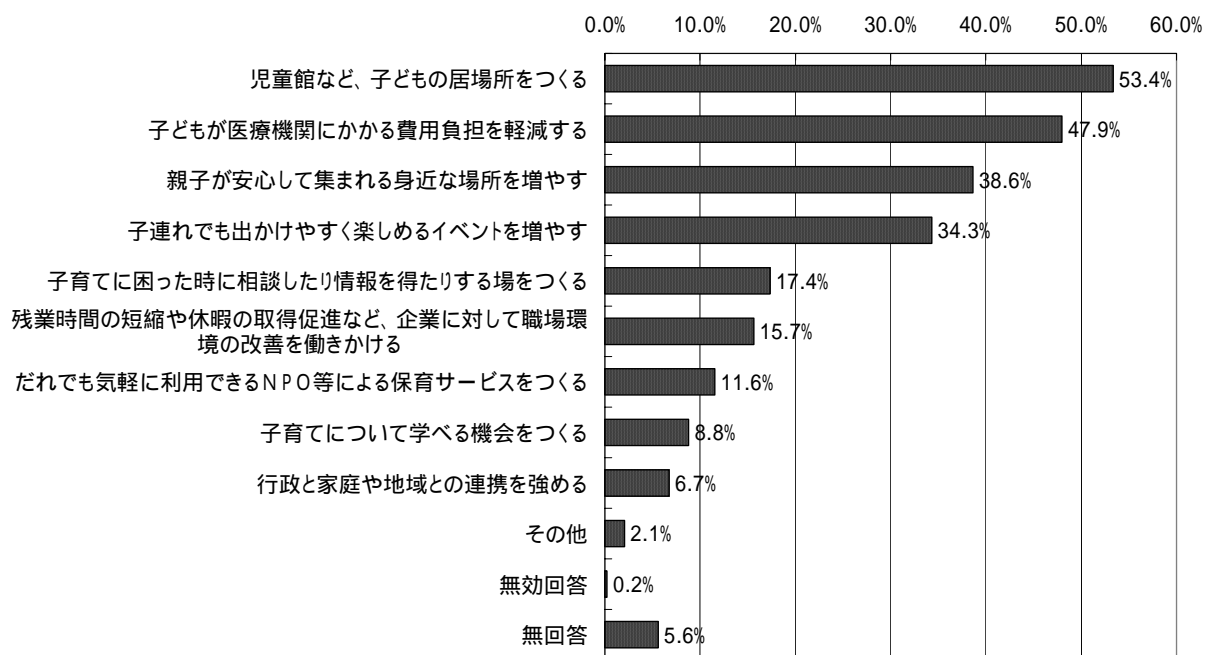


表 子どもの放課後や休日の過ごし方（アンケート調査結果 - 小学生）

問 小学生のお子さんは、平日の放課後や学校が休みの日、どのように過ごしていますか。（1つずつ選択）

《平日放課後》

	9～12時		12～14時		14～16時		16～18時		18～20時		20時以降	
	人	率	人	率	人	率	人	率	人	率	人	率
小学校にいる					387	78.5%	14	2.8%	0	0.0%	0	0.0%
学習塾や習い事に行っている					3	0.6%	74	15.0%	12	2.4%	1	0.2%
地域におけるサークル活動等に参加している(スポーツ少年団、子ども会など)					2	0.4%	3	0.6%	2	0.4%	2	0.4%
図書館や公民館等の公共施設にいる					0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
同居していない親戚や知人宅にいる					2	0.4%	6	1.2%	3	0.6%	1	0.2%
ともだちと遊んでいる					53	10.8%	172	34.9%	0	0.0%	0	0.0%
保護者や祖父母等と一緒に、自宅等にいる					25	5.1%	158	32.0%	439	89.0%	460	93.3%
家庭教師や家政婦等と一緒に自宅等にいる					0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
兄弟姉妹と一緒に、自宅等にいる					11	2.2%	54	11.0%	31	6.3%	17	3.4%
ひとりで過ごしている					2	0.4%	8	1.6%	2	0.4%	2	0.4%
その他					4	0.8%	1	0.2%	1	0.2%	1	0.2%
無効回答					1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答					15	3.0%	15	3.0%	15	3.0%	21	4.3%
有効回答者数(全て無回答を除く回答者数)					493	100.0%	493	100.0%	493	100.0%	493	100.0%

《土曜日》

	9～12時		12～14時		14～16時		16～18時		18～20時		20時以降	
	人	率	人	率	人	率	人	率	人	率	人	率
小学校にいる	3	0.6%	2	0.4%	3	0.6%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
学習塾や習い事に行っている	47	9.5%	35	7.1%	25	5.1%	25	5.1%	5	1.0%	0	0.0%
地域におけるサークル活動等に参加している(スポーツ少年団、子ども会など)	94	19.1%	57	11.6%	66	13.4%	53	10.8%	0	0.0%	0	0.0%
図書館や公民館等の公共施設にいる	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
同居していない親戚や知人宅にいる	4	0.8%	7	1.4%	8	1.6%	4	0.8%	6	1.2%	3	0.6%
ともだちと遊んでいる	26	5.3%	90	18.3%	157	31.8%	65	13.2%	0	0.0%	0	0.0%
保護者や祖父母等と一緒に、自宅等にいる	273	55.4%	258	52.3%	191	38.7%	302	61.3%	460	93.3%	469	95.1%
家庭教師や家政婦等と一緒に自宅等にいる	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
兄弟姉妹と一緒に、自宅等にいる	29	5.9%	27	5.5%	27	5.5%	30	6.1%	16	3.2%	13	2.6%
ひとりで過ごしている	8	1.6%	3	0.6%	4	0.8%	1	0.2%	1	0.2%	3	0.6%
その他	5	1.0%	8	1.6%	9	1.8%	9	1.8%	1	0.2%	1	0.2%
無効回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	16	3.2%	18	3.7%	15	3.0%	15	3.0%	16	3.2%	16	3.2%
有効回答者数(全て無回答を除く回答者数)	493	100.0%	493	100.0%	493	100.0%	493	100.0%	493	100.0%	493	100.0%

《日曜・祝日》

	9～12時		12～14時		14～16時		16～18時		18～20時		20時以降	
	人	率	人	率	人	率	人	率	人	率	人	率
小学校にいる	2	0.4%	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
学習塾や習い事に行っている	17	3.4%	6	1.2%	7	1.4%	4	0.8%	1	0.2%	0	0.0%
地域におけるサークル活動等に参加している(スポーツ少年団、子ども会など)	81	16.4%	59	12.0%	69	14.0%	55	11.2%	1	0.2%	0	0.0%
図書館や公民館等の公共施設にいる	0	0.0%	0	0.0%	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
同居していない親戚や知人宅にいる	8	1.6%	9	1.8%	7	1.4%	5	1.0%	4	0.8%	2	0.4%
ともだちと遊んでいる	15	3.0%	71	14.4%	98	19.9%	50	10.1%	1	0.2%	0	0.0%
保護者や祖父母等と一緒に、自宅等にいる	328	66.5%	296	60.0%	248	50.3%	334	67.7%	458	92.9%	466	94.5%
家庭教師や家政婦等と一緒に自宅等にいる	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
兄弟姉妹と一緒に、自宅等にいる	29	5.9%	22	4.5%	26	5.3%	22	4.5%	19	3.9%	16	3.2%
ひとりで過ごしている	3	0.6%	2	0.4%	2	0.4%	2	0.4%	1	0.2%	2	0.4%
その他	8	1.6%	23	4.7%	27	5.5%	18	3.7%	3	0.6%	1	0.2%
無効回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	14	2.8%	16	3.2%	16	3.2%	15	3.0%	17	3.4%	17	3.4%
有効回答者数(全て無回答を除く回答者数)	493	100.0%	493	100.0%	493	100.0%	493	100.0%	493	100.0%	493	100.0%

【施策の方向】

子どもが放課後や休日に集まり、いきいきと活動できるよう、屋内の遊び場等の子どもの居場所の整備について検討を進めます。

また、子ども同士の身近な遊びを促進できるよう、家の近くの身近な公園の充実や安全に遊べる自然環境の整備に努めます。

【基本施策】

屋内の遊び場の整備検討

子どもが放課後や休日に集まり、ボランティア等の大人が見守る中で、安心して遊び交流できるよう、児童館や類似施設等、屋内の遊び場の整備を推進します。

また、図書室について、子ども向けの本や学習室を充実するなど、子どもの活用を促進します。

学校施設の開放の推進

子どもが放課後に安心して遊んだり、子どもの放課後や休日のスポーツ活動を支援したりできるよう、学校のグラウンドの開放を進めます。

また、学校の空き教室についても、子どもの放課後の自主的な活動の場として開放を進めます。

安心して遊べる公園づくり

子どもや親子が身近な公園で安心して遊び、交流を促進できるよう、各地域・区への児童公園の整備を進めるとともに、公園の遊具等の点検・整備の徹底と、地域住民による清掃等の維持管理の促進に努めます。

大規模公園の充実

「宮りバー度会パーク」及び「遊水プール鏡」について、維持管理の充実に努めるとともに、地域の子どもの遊びニーズに応えられるよう、アンケート調査等によるニーズ把握と、施設内容や企画イベント等の充実に努めます。

自然環境の整備

豊かな自然環境の中で、子どもが安全に活動できるよう、森林や河川等の自然環境の整備と危険箇所の安全対策に努めます。

また、子どもが自然と親しめるよう、自然を利用した公園の整備に努めます。

2. 子どもの活動・交流機会の充実

【現状と課題】

地域の子どもの育成団体としては、スポーツ少年団や子ども会等があり、ボランティアの指導者のもと活発な活動が行われていますが、指導者の高齢化や、児童数の減少にともなう団員数の減少等への対応が求められています。

また、各地域には独自の伝統的な祭りが残っており、高齢者から若者へ、口頭指導による継承が行われています。今後も、伝統文化の継承を通じて、次代を担う子どもたちが郷土愛の心を持ち、郷土の伝統文化に関心を持てるよう、祭りへの子どもの参加や、学校の地域教育との連携に努めていく必要があります。

アンケート調査によると、子ども会やスポーツ少年団等の地域活動やグループ活動への参加状況について、「現在、参加している」、「以前、参加したことがある」を合わせて64.2%の人が参加した経験があり、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」、「参加させたいが、参加方法がわからない」を合わせて、13.5%の方が、参加経験はないが今後参加させたいと考えています。参加経験がある、または今後参加させたい活動としては、「スポーツ活動」が圧倒的に多く61.3%となっており、次いで「文化・音楽活動」が17.9%、「キャンプ等の野外活動」が15.4%、「子ども会等青少年団体活動」が14.6%となっています。これまでスポーツ少年団によるスポーツ活動が中心となっていたことをふまえ、今後、スポーツ少年団活動の継続・向上に努めるとともに、誰でも気軽に参加しやすい参加型イベント等の活動についても、充実が求められます。

図 子どもの地域活動やグループ活動への参加状況（アンケート調査結果 - 小学生）

問 お子さんは子ども会やスポーツ少年団などの、地域活動やグループ活動などに参加されたことがありますか。
（1つ選択）〔回答者数：364〕

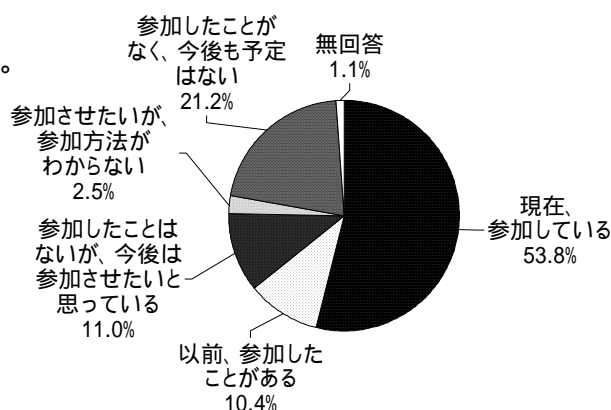
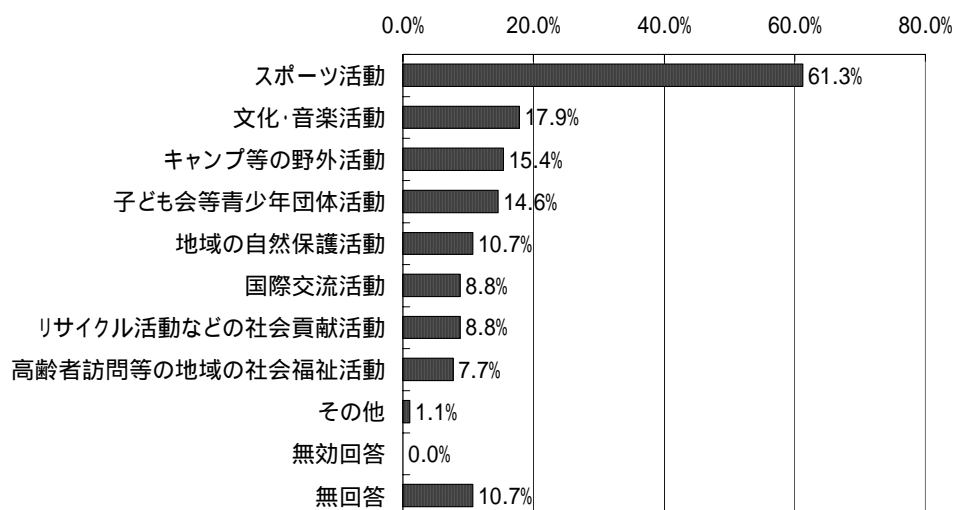


図 子どもが参加した、もしくは参加させたい地域活動やグループ活動の種類
(アンケート調査結果 - 小学生)

問 お子さんが参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動の種類は何ですか。(2つまで選択)〔回答者数：364〕



【施策の方向】

子どもたちが放課後や休日に地域で主体的に活動したり、様々な体験や交流ができるよう、スポーツ少年団や子ども会の活動の地域に根ざした活動を推進するとともに、青少年健全育成会議による参加型イベントの提供を推進します。

また、地域の伝統芸能・文化について、子どもを巻き込んだ地域の主体的な活動を促進し、子どもの世代間交流を推進します。

【基本施策】

スポーツ少年団活動の充実

各小学校区のスポーツ少年団活動について、地域に根ざした活動を促進するとともに、指導者の育成や、団員数が減少している団について交流を促進するなど、活動を継続していくための支援を行います。

地域に根ざした子ども会活動等の推進

子どもたちが地縁にもとづいた異年齢間や世代間のつながりを持つ中で、地域に根ざした活動を推進できるよう、子ども会活動の充実を図ります。

青少年育成町民会議による参加型イベントの提供

青少年育成町民会議を中心に、小学生の親子が自由に参加し体験できる事業として、日頃できないようなイベントの内容で、専門家等を招いて定期的な参加型イベントを開催します。

伝統文化を通じた交流の推進

地域のまつりや伝統芸能について、自治会や子ども会、地域の活動グループ等を主体とした活動を進めるなかで、子どもの参加を促進し、世代間交流と伝統文化の継承、郷土を愛する心の育成に努めます。

地域間交流の推進

子どもたちが地域外の子どもたちとの交流により視野を広げることができるよう、県内外の他市町村との姉妹提携や山村留学の受け入れ等による地域間交流の実現に向けて検討を進めます。

3 . 非行防止と健全育成の推進

【現状と課題】

子どもの非行防止や有害環境対策については、度会町青少年育成町民会議の青少年指導員協議会を中心に活動を進めており、長期休暇中の、警察と連携した町内の公共施設やコンビニエンスストア、大規模店舗、公園等のパトロール活動や、年2回の青少年指導広報紙の発行、有害図書等の排除活動を進めています。

本町では、現在、青少年に関する深刻な問題は発生していませんが、今後も地域の子どもの状況を十分に把握し、十分な対応ができるよう、青少年育成町民会議のメンバーの資質の向上を図るとともに、地域や警察との連携強化に努めていく必要があります。

【施策の方向】

子どもの健全育成や有害環境対策に地域ぐるみで取り組めるよう、青少年健全育成町民会議を中心に、青少年広報誌等を通じた住民の意識啓発を進めるとともに、補導活動や有害環境対策等、地域の状況に応じて、具体的な取り組みの充実に努めます。

【基本施策】

地域住民と子どもの関係づくりの推進

地域住民が、子どもが犯罪に遭わないよう見守るとともに、子どもの危険な行動や問題行動に対して注意や指導ができるよう、地域住民と子どもの関係づくりを進めるあいさつ運動や声かけ運動、対話・交流の場づくりに努めます。

青少年健全育成の意識啓発

地域ぐるみで子どもの健全育成を見守り指導できるよう、青少年育成町民会議を中心に、定期的な青少年指導広報誌の発行と全戸配布、横断幕や看板等による啓発等、地域住民の意識啓発に努めます。

有害環境対策の充実

町内の公共施設やコンビニエンスストア、大型店舗、宮リバー度会パーク等において、青少年を指導するとともに、有害図書等の排除等、有害環境対策を推進できるよう、度会町青少年指導員協議会で、長期期間中に警察の協力を得た町内パトロールを実施します。

親子が安心して生活できる環境整備

1. 子どもの安全の確保

(1) 交通安全対策の充実

【現状と課題】

車社会の中で、本町における幹線道路の整備が進むに従い、車の交通量は増加し、子どもたちにとって危険な区域が拡大しています。

本町では、これまで子どもの目線に合ったカーブミラーの設置や歩道の整備等を進めるとともに、通学路の安全確保のため、「交通安全の会」等による街頭指導を行ってきました。

また、PTA、地区委員や児童、教職員が協働して通学路の点検を行い、安全性について確認したり、毎週1回交通安全の講話をきき、集団下校をするなど、交通安全教育を実施しています。

今後も、子どもの生活圏域の道路環境整備を進めるとともに、あらゆる機会を通して交通安全教育の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

子どもが安心して通行できる道路環境の整備を推進するとともに、あらゆる機会を通じて交通安全教育の充実に努めます。

【基本施策】

道路環境の整備

子どもが自転車や徒歩で学校や公共施設、公園などに安全に到達できるよう通学路等の点検を進め、歩道の設置やバリアフリー化、信号、看板の設置等、安全性に配慮した道路環境の整備を推進します。

交通安全対策の推進

キャンペーンの開催、パンフレット、チラシ、ポスター等を配布し、交通安全意識の啓発に努めるとともに、保育所、小学校での交通安全教室をはじめ、地域の行事などを通じて交通安全教育を実施します。

(2) 防犯対策の充実

【現状と課題】

近年、子どもを巻き込んだ犯罪が増加し、子どもを取りまく環境は悪化しています。

本町では、これまで防犯対策として防犯ホイッスルの全児童への配布や防犯ブザーの女子中学生への貸与、61軒の「子どもSOSの家」の配置などを行ってきました。

また、安全教育として、学校内外での挨拶の奨励、暗くならないうちに早く帰る、ひとりで帰らないなどの防犯教育を実施しています。

夜間の犯罪防止のために、各区での防犯灯の設置、管理を促しています。治安の比較的良好な本町では、現在、防犯パトロール活動は実施していませんが、今後は、地域住民、保護者、関係団体が連携して、常に子どもを見守る体制を確立する必要があります。

【施策の方向】

子どもが犯罪や誘拐等に巻き込まれないよう、通学路や公園等に防犯灯の適正配置や防犯施設の整備等を推進する一方、地域住民が一体となつてのパトロール活動等自主的な防犯活動を促進します。

【基本施策】

防犯施設等の整備

夜間における犯罪を防止し、安全な市民生活が送れるよう、道路、公園等における防犯灯の適正設置を進めるとともに、防犯灯の各区での適切な管理運営を促進します。

また、小学生と中学生女子に対して、防犯ホイッスルや防犯ブザーを配布または貸与し、通学路等での安全を確保します。

地域ぐるみの防犯活動

「子どもSOSの家」など、子どもの緊急避難場所の確保を図る一方、家庭、地域住民、関係機関、団体等が連携、協力し、きめ細かいパトロール活動を充実します。

子どもを見守り安全を確保する意識づくり

子どもが安全に登下校をしたり、屋外で遊んだりできるよう、広報や説明会等により、住民の見守り意識の啓発に努めます。また、子どもを犯罪から守る家を指定し、その周知に努めます。

2. 外出環境の向上

(1) 子育て家庭に配慮した環境整備の推進

【現状と課題】

また、妊産婦や子ども、子どもを連れた方に優しいまちづくりとしては、役場や宮リバー一度会パークについては、ユニバーサルデザインへ配慮した整備が進められていますが、その他の公共施設については配慮されておらず、今後、改善していく必要があります。

民間の施設についても状況を把握し、ユニバーサルデザインのまちづくりの意識啓発を進めていく必要があります。

道路についても、子どもの安全を確保できるよう、ニーズに応じて歩道の設置や歩道の段差の解消に努める必要があります。

【施策の方向】

子どもや子どもを連れた方が安心して外出できるよう、多目的トイレや授乳施設の整備、ユニバーサルデザインのまちづくりについて、公共施設や道路等において順次進めるとともに、民間施設に対しても普及・啓発に努めます。

【基本施策】

多目的トイレと授乳施設の設置促進

多目的トイレや授乳施設の整備を進められるよう、公共施設への設置を推進するとともに、民間施設に対しても整備を促進していきます。

ユニバーサルデザインの推進

子どもや子どもを連れた方が安心して外出できるよう、公共施設におけるユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、民間施設についても促進できるよう、「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」や「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」の普及に努めます。

歩道の整備と段差の解消

徒歩や自転車で町内を移動する子どもを含めた交通弱者の安全を確保するため、必要度に応じて、順次、歩道の設置や歩道の段差の解消を進めていきます。

(2) 交通ネットワークの向上

【現状と課題】

本町では現在、主要県道沿いには路線バスが運行していますが、町営の福祉バスや循環バス等は運行していません。子どもの通学手段としては、中学生については校区が広いため通学バスを運行しています。

地域内外の移動の利便性を高めることは、地域活動の活発化や、住みやすい地域の実現のために重要であるため、路線バスの継続と利便性の向上を図るとともに、町営の巡回バス等の導入についても検討を進めていく必要があります。

【施策の方向】

子どもの地域活動等のための町内の移動を支援できるよう、町内移動手段の確保に努めます。

【基本施策】

子どもや親子の町内移動手段の確保

子どもや親子の町内の移動手段を確保できるよう、路線バスの運行継続に努めるとともに、地域のニーズに応じて、高齢者等も含む福祉的な町営の巡回バスの導入等についても検討を進めます。

参 考 资 料

1. 計画の策定経過

(1) 度会町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(平成 16 年 2 月 2 日 度会町訓令 4 号)

(趣旨)

第 1 条 平成 12 年度に児童育成計画(エンゼルプラン)を策定し、見直し策定の時期が来ている。
また、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定され、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境づくりのため、第 7 条第 2 項のとおり「子育て支援に関する行動計画」を策定することが義務化された。そこで、度会町第 5 次総合計画の子供を生まみ育てやすい度会町を推進していくことを目的とし、度会町次世代育成支援行動計画を策定するため、度会町次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 児童育成計画の見直しに関すること
(2) 次世代育成支援行動計画に関すること
(3) その他関連する事項に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。
2 委員会は、必要に応じて臨時委員をおくことができる

(役員)

第 4 条 委員会に会長及び副会長をおき、会長及び副会長は委員の互選によって定める。
2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が必要に応じ召集する。
2 会長は、第 3 条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第 6 条 委員会の設置期間は、度会町次世代育成行動計画の策定期間中とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 2 日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

度会町次世代育成行動計画策定委員会委員名簿

度会町次世代育成行動計画策定委員会設置要綱第 3 条の規定による委員は、次に掲げるものをもって充てる。

行政関係

- 1．度会町助役の職にある者
- 2．教育長の職にある者
- 3．総務財政課長の職にある者
- 4．教育課長の職にある者
- 5．生涯学習課長の職にある者
- 6．健康福祉課長の職にある者
- 7．保健センター所長の職にある者
- 8．その他町長が必要と認める者

保育関係

- 1．保育所長の代表の職にある者

福祉関係

- 1．主任児童委員の職にある者

学校関係

- 1．小学校長の代表の職にある者
- 2．小学校養護教諭の代表の職にある者

子育て経験者関係

- 1．わたらい子育てボランティアの会の代表の職にある者

(2) 策定委員会名簿

氏 名	役 職	備 考
清水 幸子	度会町保育所長代表	(平成 15 年度)
御村 恵子	度会町保育所長代表	(平成 16 年度)
田村 重幸	度会町校長会代表	(平成 15 年度)
西田 文子	度会町校長会代表	(平成 16 年度)
西村 みゆき	度会町養護部会代表	(平成 15 年度)
中川 勝子	度会町養護部会代表	(平成 16 年度)
世古 暁美	主任民生児童委員	
小岸 米子	主任民生児童委員	
山下 良子	わたらい子育てボランティアの会	
岡谷 節子	わたらい子育てボランティアの会	
西村 康	度会町助役	
大西 久司	度会町教育長	
藤田 心作	度会町総務財政課長	
岡村 和重	度会町教育課長	
西村 肇	度会町生涯学習課長	
野呂 徹	度会町健康福祉課長	
村木 美奈子	度会町保健センター所長	(平成 15 年度)
西村 嘉子	度会町健康福祉課係長	(平成 16 年度)
金高 久典	度会町男女共同参画担当	(平成 15 年度)
作野 和幸	度会町教育課	(平成 16 年度)
福谷 千鶴	度会町総務財政課	(平成 16 年度)
若井 芳昭	度会町児童福祉担当	
岡田 美和	度会町母子保健担当	

(3) 策定委員会の開催状況

	開催日	議 題
第 1 回	平成 16 年 3 月 2 日	1 . 会長・副会長の選出 2 . 次世代育成支援行動計画策定における概要 3 . 調査項目の検討
第 2 回	平成 17 年 2 月 14 日	1 . 行動計画（案）における検討について 2 . 次世代育成支援の推進体制について
第 3 回	" 3 月 29 日	1 . 行動計画（案）修正版 における検討について 2 . 施策体系と担当課、役割の分担について 3 . その他

(4) アンケート調査について

本計画を策定するにあたって、次の要領でアンケート調査を実施しました。

[調査の目的]

平成 16 年度に次世代育成支援のための「市町村行動計画」を策定するにあたって、町民の子育て支援に関する実態やニーズ、要望・意見などを把握し、計画策定および事業量の設定に反映するための基礎資料とすることを目的としています。

[調査の方法]

調査対象地域	度会町内全域
調査対象者	就学前児童調査 平成 16 年 3 月 1 日現在、度会町に在住する就学前のお子さんを持つ全世帯 小学生調査 平成 16 年 3 月 1 日現在、度会町に在住する小学校 1 ～ 6 年生のお子さんを持つ全世帯
調査期間	平成 16 年 3 月 15 日～平成 16 年 3 月 25 日
サンプル数	就学前児童調査 424 人 小学生調査 407 人
有効回収サンプル数	就学前児童調査 324 人（回収率 76.4%） 小学生調査 364 人（回収率 89.4%）
調査方法	就学前児童調査 世帯のお子さんが一人でも町内の保育所に通園している世帯 ：保育所で直接配布・回収 世帯のお子さん全てが未就学・未就園の世帯 ：郵送による配布・回収 世帯のお子さんが一人でも町内の保育所に通園している世帯 ：保育所で直接配布・回収 小学生調査 小学校で直接配布・回収 お子さんが保育所年長児の場合、及び小学校 6 年生の場合、調査期間中に卒園・卒業するため、回収のみ郵送でも可とした。

2. 用語解説

ア行

育児休業制度

仕事と育児の両立を支援するため、平成4年施行の育児休業法で定められた制度。1歳未満の子どもを養育する勤労者は、男女を問わず休業できる。男性の場合、配偶者が専業主婦の場合や産後休業中である場合も、少なくとも産後8週間までは育児休業を取得でき、育児休業取得を理由とした解雇や不利な取り扱いなどは禁止されている。平成7年の法改正で介護休業も追加され、育児・介護休業法となった。平成14年には、小学校就学前の子どもの病気に対応する看護休暇制度等も盛り込まれた。

一時保育

病気や出産、介護、冠婚葬祭のほか、保護者の育児疲れや地域活動や地域活動への参加等の場合に一時的に保育所で子どもを預かる事業。

延長保育

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間の11時間を超えてさらに概ね30分以上を延長して行う保育。

園庭開放

子どもへの遊び場の提供や、未就園児の子育て支援、保護者同士の交流を促進するため、時間を定めて保育所の園庭を開放するもの。

カ行

学校評議員会

地域や社会に開かれた学校づくりを推進する観点から、学校運営に関して保護者や地域の意向を把握・反映するため、学校外の意見を校長が聞けるよう平成12年度から導入された学校評議員制度にもとづき設置される会議。

休日保育

日曜、祝祭日に働いている保護者に対応するため、休日に子供を預かる保育。

ゲストティーチャー

小中学校の総合的な学習の時間や部活動などで、経験、知識・技能を活かして学校教育に協力していただける人。

合計特殊出生率

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとした場合の子どもの数を指す。

子育てサークル

子育て中の保護者たちが地域子育て支援センターや公民館、児童館などに集まって、親子で自由に遊んだり、情報交換をしたり、子育てについての悩みなどを相談しあったりして活動しているグループのこと。

子育てサポーター

子育て経験者や家庭教育に関心のある地域住民等からなる、妊産婦や子どもを持つ親に対して、子育てやしつけについて気軽に相談に応じたり、アドバイスを行ったりするボランティア。

子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が病気や出産、冠婚葬祭、出張等の用事があるときに、児童養護施設等で子どもを泊まりがけで預かる事業。

こどもSOSの家

子どもが登下校などの際、身の危険を感じた時に一時的に避難できる場所。住宅や商店、事務所等が指定を受ける。

コーホート要因法

5年ごと（国勢調査年）の男女別・5歳階級別人口と生命表の定常人口をもとに、男女別・年齢別生残率及び純移動率、婦人子供比、男女児性比を算出し将来人口の推計を行う方法。

サ行

次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取りまく環境の変化にともない、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的として、平成15年7月9日に成立し、同年7月16日に公布された法律。

児童虐待

親や親に代わる保護者によって18歳未満の子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいう。身体的暴力をとまなわない心理的虐待（子どもの人格をはずかしめるような暴言や差別など）や、養育や保護の怠慢・拒否（ネグレクト）といった行為も含まれる。

児童相談所

児童福祉法の規定に基づいて都道府県に設置される児童福祉のための専門機関。18歳に満たないすべての児童を対象に、あらゆる指導や援助、相談等を行う。

児童手当

児童の養育にともなう家計負担の軽減を目的に国が支給する手当。児童の数・年齢及び養育者の所得が給付要件となる。

児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、父親と生計を異にする児童の母または養育者に対して国が支給する手当。

周産期医療

出産を中心として妊娠後期から新生児早期までの時期（周産期）において、母体、胎児、新生児を総合的にケアして、母と子の健康を守る医療。

ジュニアリーダー

子どもたちにとってよきお兄さんお姉さんとして、子ども会活動等に対して指導的役割を持って援助したり、子どもたちの相談相手になったりする中学生や高校生。

食育

自分の健康を保つための栄養バランスがとれた食事なのかを判断できる知識や、正しい味覚を育て、食材が本来もっている味をおいしいと評価できる能力を身に付ける教育。

夕行

男女共同参画

男女が、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うべき社会を実現するため、社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画すること。

地域子育て支援センター

保育園等を地域に開放し、育児相談や情報提供、子育てサークルへの支援等を行う地域の子育て拠点施設（主に就学前児童を持つ親とその子どもが対象）。

地産地消

「地域生産地域消費」を略した言葉で、地域で生産された食材をその地域で消費するという意味。

つどいの広場

公共施設の空きスペース、空き店舗、公民館等を利用して、主に乳幼児を持つ親が気軽に集い、語り合える機会を提供する。主に0～3歳の児童を持つ親とその子どもが対象。

低年齢児保育

2歳未満の子どもを預かる保育。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間・パートナー間の暴力。

特別児童扶養手当

精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度。

ナ行

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後時保育）

病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童を対象に市町村が指定した実施施設（医療機関、保育所）で児童の一時預かりを行う事業。

ハ行

ハートビル法

平成6年に制定された、高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するため、建築主への指導、誘導等の総合的な措置を講じることにより、速やかに建築物の質の向上を図ることを目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称。

ファミリーサポートセンター事業

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

フレックスタイム

労働基準法第32条の3の規定に基づき、出・退勤の時間を、個々の労働者が自主的に決定できる制度。

放課後児童クラブ

近年、核家族化、都市化の進展や女性の就労の一般化などを踏まえ、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対し、児童館を活用するほか保育所や学校の余裕教室、団地の集会室など身近な社会資源を利用し、放課後において、遊びを通じて、その発達を促すことにより、児童の健全育成の向上を図るとともに、子育てと就労の両立を支援するもの。

マ行

三重県バリアフリーのまちづくり推進条例

三重県で平成11年に制定された、バリアフリーのまちづくりを総合的に推進するために、県、事業者及び県民の責務を明示した条例。

民生児童委員

民生委員法により、厚生大臣と県知事から委嘱を受けた、民間奉仕家。各地区の住民福祉向上のため、様々な福祉活動を行い、行政とのパイプ役を果たしている。児童委員は、児童や妊産婦の福祉に関して援助や指導を行うもの。民生委員が児童委員を兼ねることになっている。さらに、民生児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がある。

ヤ行

夜間保育

保護者の夜間の就労に対応するため、保育所や夜間専用保育所で、夜間（22：00頃まで）子どもを預かる保育。

ヤング・シェアリング・プログラム

エイズについて関心の高い若者が、専門的な研修を受け、学校や行政のコーディネートのもと、同世代の若者に対して啓発プログラムを実施する事業。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

要保護児童対策地域協議会

地域で児童の虐待を防止するために、関係者の連携により、虐待防止の啓発活動や防止活動を推進するための会議であり、地方公共団体に設置することができる。協議会は守秘義務のもと、関係機関等に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

ラ行

療育

心身の障害や発達の遅れがある児童を治療しつつ教育すること。